

第4章 ヒアリング調査

4.1 調査対象

ヒアリング調査対象機関は、科学研究費助成事業の採択件数が100件以上の国公立大学から、以下の観点に基づき、5機関を選定する。

- ・ 国立大学、公立大学及び私立大学の研究本務者数の比率が、およそ5:1:5であることから、国立大学2校、公立大学1校、私立大学2校を選定する。また、人社系分野、理工系分野及び医学系分野における研究倫理への意識や取組の相違について把握するため、ヒアリング調査は、原則、これらに係る学部を有する総合大学を対象とする。
- ・ 大学における研究不正に対する意識や取組は、大学が獲得している研究費の規模によって異なる可能性がある。このため、国立大学、私立大学を各々2校選定するにあたり、国立大学及び私立大学のそれぞれの特徴を考慮して各々2つにグループ化し、国立大学、私立大学ともに、各グループから科研費の獲得額を踏まえ1校ずつ選定する。公立大学は1校のみを選定するため、上記及び科研費の獲得額を踏まえ選定する。

具体的には次のような考え方で選定する。

○ 国立大学

国立大学法人運営費交付金の重点支援の類型として、①「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進する大学」（16大学）、②「分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワークの形成を促進する大学」（15校）、③「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進する大学」（55大学）が設定されている。このうち、①と③の大学の大多数が総合大学である一方、②の大学の殆どは総合大学でないことから、①と③のグループを対象として各々1校を選定する。各グループからは、科研費獲得額が上位の大学を選定し、①と③のタイプの大学間の取組の相違を把握する。なお、①の総合大学の科研費獲得額の規模は20～220億円、③の総合大学の科研費獲得額の規模は2～20億円である。

○ 公立大学

公立大学の中で、科研費獲得額が上位の総合大学を選定する。公立大学（総合大学）の科研費獲得額の規模は5千万～12億円である。

○ 私立大学

私立大学の場合、科研費獲得額でみると、慶應義塾大学と早稲田大学の科研費獲得額が30億円規模、続いて立命館大学が13億円規模である。大多数の私立大学の科研費獲得額が5億円以下の規模であり、慶應義塾大学と早稲田大学の2大学は、科研費獲得額に関して他

の私立大学を圧倒している。これを踏まえ、慶應義塾大学と早稲田大学を①「世界レベルで卓越した教育研究を推進する私立大学」に相当するとして位置付け、それ以外の総合大学を③「人材育成・研究を中心として推進する」私立大学に相当するとして位置付ける。各グループからは、科研費獲得額が上位の大学を選定し、①と③のタイプの大学間の取組の相違を把握する。

表 4-1 に、上記の観点から選定したヒアリング対象機関を示す。

表 4-1 ヒアリング対象機関

大学分類	科研費の獲得状況（令和元年度） ^(注) (A: 件数、B: 獲得額)	調査対象機関
国立大学 (世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進)	A: 2898 件 B: 129 億円 (国立総合大学 2 位)	京都大学
国立大学 (地域のニーズに応える人材育成・研究を推進)	A: 781 件 B: 18 億円 (当該大学分類 1 位、国立総合大学 15 位)	新潟大学
公立大学	A: 500 件 B: 11 億円 (公立大学 (医学部有) 1 位、公立大学 2 位)	大阪市立大学
私立大学 (世界レベルで卓越した教育研究を推進する総合私立大学) 相当	A: 1110 件 B: 33 億円 (私立総合大学 1 位、私立総合大学 (医学部有) 1 位)	慶應義塾大学
私立大学 (人材育成・研究を中心として推進する総合私立大学) 相当	A: 646 件 B: 10 億円 (私立総合大学 2 位、私立総合大学 5 位)	日本大学

(注) 出典：日本学術振興会：科研費の配分結果 研究者が所属する研究機関別 採択件数・配分一覧 (令和元年度) (https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/kohyo/r01_01.html)

4.2 調査方法

大学の本部局に対して、オンラインによりヒアリングを実施する。ヒアリングに当たっては、当該大学の人社系、理工系及び医学系部局の同席を可能な範囲で依頼する。ヒアリング対象大学には、事前に質問事項等を送付する。

4.3 調査内容

ヒアリング調査は、アンケート調査項目に対応して、アンケート調査では確認できない内容を中心に行う。具体的には、研究公正に関する責任者の認識・方針、ガイドラインを踏ま

えたこれまでの研究公正に関する人材の育成、体制の整備・運用や、研究倫理教育を含めたこれまでの取組、それらの取組の効果及び特徴的な取組・良好事例、今後の取組の効率化や実効性向上に向けた課題・懸案事項等について意見を伺う。

表 4-2 に、ヒアリング調査における質問事項を示す。

表 4-2 ヒアリング調査における質問事項

質問事項
<p>1. 研究倫理教育への取組などについて</p> <p>【質問1】まず、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定、2014年8月26日）（以下、「ガイドライン」という）の策定時点（5年前）における、貴機関における研究公正・研究倫理に関する取組状況と課題について教えてください。</p> <p>【質問2】ガイドライン策定後の研究倫理教育への取組はどのようなものでしたか。また、その効果等についてどのように評価していますか。</p> <p><関連質問> 以下の1)～4)の区分等によって、研究公正・研究倫理についての認識やそれらに関する課題について、相違はみられますか。相違があるのであれば、それらを踏まえた研究倫理教育の取組・工夫を行っていますか。その効果はどうでしたか。</p> <p>1) 研究分野：人社系、理工系、医学系（注）</p> <p>2) 研究者の職階：教授、准教授、講師・助教、ポスドク等 特に、指導的研究者・教員（研究室主催者、指導教員）かどうか</p> <p>3) 学生の課程レベル：学部生、大学院生（修士、博士）</p> <p>4) 留学生や外国人研究者（国内の学生・研究者との比較の観点から）</p> <p>【質問3】現時点の研究倫理教育の課題は何ですか。今後の取組の方針について教えてください。</p> <p><関連質問> 1) トップマネジメント層における研究公正や研究倫理教育についての認識（重要性の認識など）はどのようなものですか。それを踏まえた方針等は何か出されていますか。</p>
<p>2. その他研究公正への取組などについて</p> <p>【質問4】ガイドライン策定後において、研究不正の防止や研究公正の向上、研究不正事案への適正な対応などのために、貴機関においては研究倫理教育以外ではどのような取組をしましたか。その効果等についてどのように評価していますか。</p> <p><関連質問> 1) 研究データの保管に関する取組や課題はどのようなものですか。研究分野別の違いはありますか。</p>

質問事項

- 2) 大学院生や若手研究者（ポスドク等）は、指導的な教員・研究者から強いプレッシャーを受けることがあり、それが研究不正につながるなどの指摘があります。研究室運営や研究指導における課題や、関連する取組はありますか。
- 3) 研究者の採用や昇進時の評価に研究公正の視点が含まれていますか。含まれる場合は、どのような評価の視点ですか。
- 4) 研究紀要について外部研究者による査読を必要としたり、インターネットでフリーアクセス可能とするなどの取組はしていますか。
- 5) 研究倫理教育や研究公正向上に熱心に取組む研究者よりも、そうではない研究者に対する教育が必要との見方があります。取り組む意欲を高めるために行っている工夫（取組への参加のインセンティブ付与など）はありますか。

【質問5】研究倫理教育以外の研究公正、研究倫理に関連する取組などについて、現時点の課題、今後の取組の方針について教えてください。

<関連質問>

- 1) 特に、研究公正に関する取組の効率化（どこに重点化するか）や実効性の向上（真の効果を生むためにどうするか）に関する課題・懸案事項はありますか。

3. 研究倫理教育、研究公正に関わる人材、組織、体制について

【質問6】ガイドラインの策定時点（5年前）における、貴機関における研究公正・研究倫理教育に関する人材・組織・体制の状況と課題について教えてください。

【質問7】ガイドライン策定後の研究公正、研究倫理教育に関する人材・組織・体制の整備などはどのように進んできていますか。

<関連質問>

- 1) 研究公正に関わる人材（研究倫理教育の講師等）の育成を行っていますか。行っている場合、どのような方法ですか。人材の育成に係る課題はありますか。
- 2) 研究公正に関する学内の体制で、学内連携に係る課題はありますか（部局間の連携やURAの役割など）。
- 3) 研究公正に関して他機関と連携を行っていますか。行っている場合は、どのような内容について、どのような体制や方法で連携していますか。他機関との連携に係る課題はありますか。
- 4) 研究倫理・研究不正に関する知見や教訓の集積や共有を組織として行っていますか。行っている場合、その仕組みや課題は何ですか。

【質問8】現時点の研究公正、研究倫理教育に関する人材・組織・体制面における課題は何ですか。今後の取組の方針について教えてください。

質問事項**4. その他**

【質問9】貴機関における研究倫理教育、研究公正の向上などへの取組をより効果的に行っていくことや、我が国において研究公正を高めていくために、政府、文部科学省にはどのようなことを期待しますか。

(注) 研究分野の区分を表す「人社系」、「理工系」、「医学系」等に相当する用語は、大学によって異なるため、大学個別ヒアリングの中では、大学別に定義されている用語を使用する。

4.4 調査結果

以下、ヒアリング対象大学別に、ヒアリング結果を示す。

4.4.1 京都大学

【大学の規模・特徴】

- ・ 10 学部、18 大学院研究科（4 つの専門職課程を含む）、13 研究所、14 教育研究施設等、高等研究院等を設置しており、約 23000 人の学生と 2700 人の専任教員を擁している。
- ・ 吉田・宇治・桂の 3 つのキャンパス、京都府外にある 33 箇所の遠隔地の研究施設、3 つの海外拠点等で、幅広い研究を推進している。
- ・ 研究担当理事が研究活動全般の総括的責任者。2020 年 10 月に研究倫理・研究公正・研究規範担当理事が新規に設置され、現在、当該理事が研究倫理・研究公正関連の業務の責任を担う。各部局に研究公正部局責任者（各部長）を置き、研究倫理の責任を担っている。

(1) ガイドライン策定前の取組状況

- ・ 京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成 18 年 12 月 25 日制定）を制定し、研究活動上の不正行為の防止等の体制を整備した。通報、告発等の窓口を設置し、通報等があった際の調査体制についても整備した。
- ・ 当時は常設の委員会が設置されていなかった。

(2) ガイドライン策定後の取組：研究倫理教育

- ・ ガイドライン策定後、京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程（平成 27 年 2 月 24 日制定）を制定した。規程に基づき、本学として取り組むべき事項を示した京都大学研究公正推進アクションプランを平成 27 年 3 月に制定した。アクションプランについては、毎年度、各部局からの取組状況報告を受け、研究公正推進委員会において分析及び検証を行っている。また、検証後、必要に応じてアクションプランの改正を行い、さらなる研究倫理教育の向上を行っている。研究倫理教育として以下の取組を行っている。

1) 研究倫理教育の取組・効果

① 教員に対する研究倫理教育への取組

以下に、教員に対する研究倫理教育に関する主な取組の内容を示す。

項目	取組等	備考
受講義務者	・ 研究活動を行うすべての研究者（ポスドク含む）及び授業を行う教員に受講が義務付けられている。	
教材	・ 研究活動を行うすべての研究者（ポスド	・ 京都大学の場合、多くの学部・研究

項目	取組等	備考
	<p>ク含む) 及び授業を行う教員に対し、APRIN の e-learning (eAPRIN) プログラム (京都大学全学共通基礎コース) による研修の受講 (eAPRIN の単元数は9つである) を義務付けている (なお、JST 事業採択者向けの研究公正研修として、生命医科学系、理工系及び人文系の3つのコースが、別途用意されている)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テキスト教材として「責任ある研究行為ダイジェスト」を用意している。通読し、クイズ5問に回答することが求められる。 	<p>科に研究者が在籍している。eAPRIN は、①適正な研究倫理教育を実施する、②すべからく研究者に研究倫理研修を受けさせて、大学側で管理する、という2面性があると理解している。全員が共通な基礎的理解を得ることと、大学側で受講状況を一括管理できることというメリットがあると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員や研究者になった際は直ぐに受講することが必要であり、3年毎に再受講することを義務付けている。
受講頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員や研究者になった際は、直ぐに eAPRIN 受講することが必要であり、3年毎に受講することを義務付けている。 	
受講率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の受講率は100%、令和元年度の受講率は99.94%であった。部局長会議で受講状況を報告する。部局長が各部局構成員に対して、受講率が100%となるように受講について周知徹底を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究公正推進委員会 (全学委員会) にて、e-learning の受講状況や講習会の参加状況について報告を行い、研究倫理教育活動としてしっかり実施しているか否かという形で理解度を分析している。
研究者向けのワークショップ・セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の新規採用時の研修会やセミナーにおいて研究公正についての啓発・FD (ファカルティ・デベロップメント) を実施している。 ・ 部局独自に研究公正に関する講習会を開催することがある。以下は例である。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理学研究科：研究不正の防止と責任ある研究活動に関する講習会 ➢ 文学研究科：公正な学術活動の教育に係る講習会 ➢ アジア・アフリカ地域研究研究科：公正な学術活動に関する FD ➢ ウイルス・再生医科学研究所：統計解析に関する講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規教員採用時研修の e-learning のコンテンツは研究推進部で作成している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「京都大学研究公正推進アクションプラン」の研究公正推進関連コンテンツの欄に、「新任教員研修資料」としてリンクが張られ、関係者が容易にアクセスあるいはダウンロードできるようになっている。
研究者向けの研究公正リーフレットの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究推進部で配布し、研究公正推進委員会にて内容を見直し、改訂している。 ・ 日本語・英語で作成している。今後、多言語化を検討中である。 	

② 学生に対する研究倫理教育への取組

以下に、学生に対する研究倫理教育に関する主な取組の内容を示す。

取組等	内容
ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 学部新入生（入学時）、学部・大学院編入生（編入時）、卒業研究を行う年度の学部生（年度当初）、大学院新入生（入学時）に各部局において、公正な学術活動の教育を実施している。 学部4回生や大学院生に関しては、捏造・盗用・改ざんとは具体的にどのようなものかについてしっかりと教えると同時に、研究データ保存や実験ノートの記載方法について教育している。
授業中の学術マナー教育	<ul style="list-style-type: none"> 授業の配布資料においても、教員自らが適切な引用等の模範を示し、原著への敬意を示すことが国際的なマナーであるという雰囲気を徹底する。 先人達の研究の積み重ねで発展する学問の全体的流れがわかる解説に努めることで、先人の研究に対する敬意を意識する必要性を説き、ねつ造や盗用を起こす考えが生まれないよう教育する。 論文を書くことの大切さ、論文のオリジナリティの表明の重要性について教育する。
大学院生への論文執筆教育	<ul style="list-style-type: none"> 修士・博士論文執筆前に、必ず一度は対面で、研究公正の基本についてのチュートリアルを実施している。また、上記研究倫理教育に必要な各種資料の整備を行い、ガイダンス及びチュートリアルの際に配布資料として活用している。

以上の取組に関する資料は、「京都大学研究公正推進アクションプラン」の研究公正推進関連コンテンツの欄に、教材・資料名等別にリンクが張られ、学内関係者が容易にアクセスあるいはダウンロードできるようになっている。

③ 研究分野別の取組の特徴

以下に、研究分野別の主な取組の内容を示す。

取組等	内容	備考
研究分野共通の取組	大学院生に対しては、大学院共通科目として、人社系、理工系、生命系別に「研究倫理・研究公正」の授業を提供している。	<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会の「科学の健全な発展のために」等を講義で利用。また、グループワークとして与えられた課題についてディスカッションを実施している。 人社系、理工系、生命系ともに日本学術振興会の e-learning (eL CoRE) を受講させ、修了証の提出を合格判定に利用している。 令和3年度より、留学生・外国人研究者向けに英語

取組等	内容	備考
		科目での研究倫理・研究公正授業を開始している。
大学院生に対する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人社系 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究活動における研究計画、法との関わり（人社系の場合は盗用や著作権の侵害が多い）等について教えている。 ・ 理工系 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実験室での安全対策と環境への配慮、理工系での具体的な研究不正事件の紹介、不適切な発表方法（不適切なオーサーシップ、二重投稿等）等について教えている。 ◇ オーサーシップ、二重投稿等については、分野によって考え方が異なっており、今のところ、大学としては、それらを一律的に不正行為としては定義できないと考えている。 ・ 生命系 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 生命倫理、人を対象とする研究倫理、生物実験材料の取扱い等について教えている。 	

④ 研究倫理教育の取組の効果

- ・ 研究倫理教育の受講率が100%近い状況であり、大学として、研究倫理への意識が向上していると思われる。
- ・ データ保存に関しては、毎年、各部局が計画を立てて、大学本部に報告している。対応が不十分な部局に対しては、研究公正推進委員会から上がってくる情報を基に、大学本部より対応を促している。部局で開催している、新年度の教員向けのガイダンス等において、データ保存について周知されている部局もあるので、大学として、データ保存に関する意識は向上していると考えている。
- ・ ガイダンスでの学生への公正な学術活動の啓発、授業中の学術マナー教育、大学院生への論文執筆教育、教員への啓発活動については、研究分野による相違はほとんどみられない。

⑤ 研究者の職階別の相違、対応等

- ・ 研究倫理教育に関しては、研究者の職階による相違はない。
- ・ 新規採用教員についても、「新規採用教員講習」**e-learning**を実施しており、研究活動におけるコンプライアンスについて講義を提供している。また、新任教員教育セミナーを実施し、公正な学術活動の教育を取り入れた**FD**を実施している。

⑥ 学生の課程レベル別の相違、対応等

以下に、学生の課程レベル別の取組の内容、対応等の特徴を示す。

学生の課程レベル	取組の内容	備考
学部生	全学共通科目「公正な研究について」の授業提供、入学時、卒業研究年次の年度当初にガイダンス等を実施している。	
大学院生	大学院生共通科目「研究倫理・研究公正（人社系・理工系・生命系）」の授業提供、学位論文執筆前に指導教員による対面型チュートリアルを実施しており、学位申請の際には、チュートリアル受講を必須としている研究科もある。チュートリアルの受講率は概ね100%である。	<p>【対面型チュートリアルに関する工学研究科 機械理工学専攻光工学研究室の事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院に入ってくる学生（修士・博士）及び学部4年に上がってくる学生に対して、全学的に用意されているチュートリアル用のプレゼン資料を使って、ガイダンスの中で研究公正という時間（1時間程度）を取り、捏造、盗用、改ざん等について、それらの定義や過去の事例を含めて学ばせることによって、注意喚起している。 ・ 光工学研究室においては、卒論・修論を纏める時期（11月頃）に、全学的に用意されているチュートリアル用のプレゼン資料を研究室用に修正し、引用文献の書き方、先行研究の評価の方法等を含めた、良い卒論・修論の作成に役立つ資料を作って、それを紹介することでより深い理解をさせようとしている。

⑦ 留学生・外国人研究者への対応

- ・ 大学本部としては、研究倫理・研究不正の観点から、留学生や外国人研究者の受入れに関してチェックしていない。受入れ研究室や教員が、オンライン（Zoom等）により留学生や外国人研究者と面談して判断している。
- ・ 令和3年度より、留学生・外国人研究者向けに英語科目での研究倫理・研究公正授業を開始することになっている。
- ・ 数年前はあまり問題ではなかったが、最近は留学生・外国人研究者受入の際には、教員に安全保障輸出管理の事前確認シートに記入してもらい、問題がないか確認を行っている。各教員とも安全保障輸出管理に関して慎重に対応している。
 - 本年の研究公正推進委員会では、留学生や外国人研究者が、帰国や離任等で大学を離れた場合のデータの取扱いはしっかりしてほしいという議論があった。
 - ほとんどの部局では、学生・研究者が研究室を離れる際には、監督者がそれらのデータを継承するという基本方針を決めている。

2) 研究倫理教育の課題・今後の取組方針

- ・ 令和元年に京都大学で研究不正事案があり、研究不正をゼロにできていないという強

い危機感がある。研究倫理全体としての意識向上や効果はあると考えているが、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事務を著しく怠ったことによる研究不正の根絶に向け、研究倫理教育によりいかに実効性をあげるかということが現時点での課題である。

- ▶ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事務を著しく怠ったことによる研究不正への対応は、e-learning 等でのガイドラインや不正行為例の紹介により、周知を図っている。
- ・ 今後の取組としては、ガイダンス等での学生への公正な学術活動の教育の実施、教員への研究公正リーフレットの配布や研究公正研修受講の通知等、現在行っている啓発活動を引き続き実施するとともに、理解しやすい情報提供を行う。

(3) ガイドライン策定後の取組：その他研究公正への取組

1) 経営層における研究公正や研究倫理教育についての認識

- ・ 研究公正や研究倫理教育については、最重要であると認識している。令和2年10月より、研究担当理事とは別に新たに研究公正に関する担当理事及び理事補を置き、ガバナンスの強化を図っている。
- ▶ 令和2年の9月までは研究担当理事が研究公正を併せて所掌していたが、京都大学において研究不正や研究費不正の事案が続いたことを踏まえ、大学として研究公正のガバナンスを強化するため、研究公正を所掌する研究公正担当理事及び理事補を設置した。

2) 全学的な取組

以下に、その他の研究公正に関する全学的な取組の内容を示す。

取組	内容	備考
京都大学研究公正推進アクションプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都大学研究公正推進アクションプランにおいて、教員への公正な学術活動の啓発、研究データ保存に係るルールの周知徹底、体制の整備を、取組むべき事項として示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポート課題や修士・博士論文における剽窃の有無について確認を行うため、剽窃検知オンラインツール(iThenticate)を導入しており、盗用等の不正行為を未然に防ぐため、今後一層の利用を促進する必要があると考えている。 ・ 研究データ保存等に必要な教員・研究者が利用できる「研究データサービスシステム」の提供を行っている。
研究不正事案への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のガイドライン策定後、新たに「京都大学における研 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正調査監査室は、従来、公益通報の窓口をしていた監査室、ハラスメント

取組	内容	備考
	<p>究活動上の不正行為に係る調査要項」を制定し、研究活動上の不正行為が行われた場合の対応について定めた。特に、不正に係る調査を担う研究公正調査委員会を常設で設置し、調査にあたりとともに、令和2年10月からは研究公正担当の理事及び理事補を置き、研究不正事案への対応力を強化している。また、不正調査を専ら担う担当部門として、公正調査監査室を令和元年度より設置した。</p>	<p>事案の調査対応を行っていた総務部人事課及び研究資金の不正や研究不正調査を行っていた研究推進部研究倫理・安全推進室が統合・設置された（室長以下13名で構成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> これは、ハラスメント事案等が増えてきたこともあって、部署が分かれて対応するよりも、一つの部署で効率的かつ効果的に対処できるようにした方が良いとの判断に基づく。

3) 研究データの保管等

以下に、研究データの保管等に関する取組の内容を示す。

取組等	内容
研究データの保存、開示等に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月に「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第7条第2項の研究データの保存、開示等について定める件」を制定し、平成27年9月実施の際に現存する研究データから適用している。 <ul style="list-style-type: none"> 研究資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間を最低10年と規定しているが、研究試料（実験試料、標本など）の保存期間に関しては、保存が容易では無いものがあることから、規定していない。 各部局においては、「研究データの保存方法、その管理等の方針及び保存計画の取扱いに関する内規」等を定めており、取組状況についてアンケート等により報告を求めている。 「京都大学における研究データ保存について」リーフレットの作成・配布、研究データ保存サービスシステムの提供も行っている。
研究データ保存等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 研究データ保存等については、研究分野によりデータの形態（電子データ、生データ、実験ノート等）が違うため、部局責任者が研究データの保存方法、管理等の方針及び保存計画の取扱いを定めている。 大学本部としては、個々の研究室での保存方法は管理せず、各部局に研究分野に応じた「研究データの保存方法、その管理等の方針及び保存計画の取扱い」に関する内規を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> 人社系：人社系全体の取組として、アンケートの質問用紙、記録用紙、テスト検査の結果、インタビュー記録、観察記録、画像データ、それら処理した統計データ等を保存している。保存が難しいものは、当該試

取組等	内容
	<p>料を作成した写真等を研究データとして保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 理工系（工学研究科）：電子データ（研究データ）に関しては、工学研究科研究データ保存システムを運用している。ただし、データの保存方法については研究者に任せている。 ➤ 生命系：研究結果は、その元となる生データとの関連がわかるように実験ノートに記入し、改変してはならないとしている。また、学術論文の発表を行う際には、論文の図表ごとにデータを分類し、保存している。
研究データの保存に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「研究データ保存、開示等について定める件」が制定された時点でデータが存在していないものについて、大学として保存期間を定める規程等が存在せず、研究分野でも明示されたルールがない場合もあるため、調査の際にその評価に課題が残る可能性がある。 ・ 転出や退職した教員の研究データが適切に保存されているかということも課題となっている。

4) 研究室運営や研究指導における取組

- ・ 指導的な教員・研究者から強いプレッシャーを受けた場合などに対応するため、大学に相談窓口を設けており、大学ホームページに連絡先を掲載している。また、学生や教職員のカウンセリング体制も整備している。
- ・ 新任教員教育セミナーでは研究室運営や研究指導におけるさまざまなテーマについて事例等をまじえた講習を実施している。

5) 研究者の採用や昇進時の評価

- ・ 研究者の採用や昇任時の評価については、総合的に判断しており、研究公正の視点も含まれている。
 - 各部局で、しっかりと研究倫理教育を受けているという前提で人物評価をしているが、「これまでしっかりと研究倫理教育を受けてきたか否かについて確認しなければならない」と考えている部局もある。
 - 人事評価を行う部署で対象研究者の論文が評価されるが、その際、当該研究者の代表論文について、論文の書き方の質についてしっかりとチェックが入る。

6) 研究紀要に対する取組

- ・ 研究紀要に関しては全学的な指針はない。各部局で研究紀要の方針を定めている。基本的には、研究紀要毎に編集委員会が設置され、査読方法や編集方針が決定されている。
- ・ 図書館機構が各研究紀要編集母体と協力して、京都大学学術情報リポジトリ KURENAI から学内紀要をインターネットで無料公開する取組を進めている（令和3年3月時点で279誌公開中）。

7) インセンティブ向上に向けた取組

- ・ 特に行っていない。

8) その他研究公正に係る課題・今後の取組方針

- ・ 研究公正リーフレットについては、現在は日本語と英語のみであるが、留学生や外国人研究者への理解をさらに深めるため、多言語化を検討している。また、理解しやすいように内容の見直しを行っている。
- ・ 構成員一人一人に届いているかに懸念があり、教員をはじめ学生や留学生にもわかりやすく理解しやすい情報を提供できるようリーフレット等のコンテンツについて、内容の見直しを行っている。
- ・ 不正の再発防止について、実効性のある取組を求められることは理解できるが、研究の公正性に関しては研究者の性格に依存する部分も大きく、制度で縛ることが難しい。何が成果の出る再発防止であるのか明らかではない部分も大きく、検討を続けても倫理教育に立ち返るといふ現状を打破する画期的な防止策の検討が難しい。

(4) ガイドライン策定後の取組：研究公正に関わる人材・組織・体制

- ・ 京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程（平成27年2月24日制定）を制定し、公正な研究活動を推進するため、総括者（研究担当理事）及び研究公正部局責任者（各部局長）を置き、体制を整備した。また、公正な研究活動の推進に係る方策の策定及びその改善のために研究公正委員会、具体的な企画立案及びその実施のために研究公正推進委員会、研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談に対応するため研究公正調査委員会を設置した。

1) 研究公正に関わる人材の育成

- ・ 特に行っていない。大学院共通科目群として提供している「研究倫理・研究公正」の担当教員が不足しており、人材の育成が重要であることは認識している。現在、研究公正推進委員会では、この問題について検討中である。

2) 研究公正に関する学内体制・連携

- ・ 部局長が主な構成員である研究公正委員会、研究公正委員会の下に異なる分野の教員で構成されている研究公正推進委員会が設置されており、これらの委員会において部局間の連携を行っている。
 - 各部局での学生へのガイダンスでの公正な学術活動の啓発や学術マナー教育、大学院への論文執筆教育、教員への各種啓発、研究データ保存の取組状況を、様々な部局の教員が一堂に会して分析及び検証することにより、大学が取り組むべき事項を示した京都大学アクションプランの改正を行い、さらなる研究倫理教育の向

上を行っている。

- ・ 外部資金等の申請の際、研究公正に関する項目等について、URA が申請支援を行っている。

3) 研究公正に関する他機関との連携

- ・ 研究倫理教育及び研究公正に関する周知方法等について、他大学と情報交換を行っている。

4) 研究公正に関する知見や教訓の集積・共有

- ・ 研究公正推進委員会において、各部局の取組について分析や課題の抽出を行っている。
- ・ 研究不正の調査にあたって、京都大学では現場で調査を担う部局調査委員会と、部局調査委員会ですとまとめた調査結果を検証する本部委員会（研究公正調査委員会）を設置している。本部委員会は常設となっており、部局調査委員会の調査方針、調査結果の検証を行うとともに、研究活動上の不正行為が行われたか否かの認定を行っている。京都大学は多数の研究分野を抱える総合大学であるが、この二階建ての委員会構造により、どの分野で研究不正が行われたとしても、調査における厳格性が担保されるとともに、本部においてその知見や教訓の集積を行っている。
- ・ 一方でひとつの事案に対して、委員会を複数有することから、それぞれの調査及び検証に時間がかかるという課題も抱えている。なお、研究不正事案について、教員、学生へ周知するため、研究不正の事例集を作成中である。

5) 研究公正に関する人材・組織・体制面における課題・今後の取組方針

- ・ 研究倫理教育に関する人材が不足していることが現在の課題である。また、研究倫理教育に対する理解度を高めることも課題であり、現在実施している取組を今後も継続し、研究公正の意識向上に努めている。

(5) 文部科学省に期待すること

- ・ 研究活動における不正行為への対応について、複数機関が合同で調査を行う場合、各機関において調査に関する規程、調査手順が異なるため、足並みを揃えた調査を行うことが難しい。今後、複数機関で合同調査を行う必要があるような研究活動における不正行為への告発があった場合は、国の方で調査に対応できる第三者機関を設置して、調査を実施できる体制を整備していただきたい。

4.4.2 新潟大学

【大学の規模・特徴】

- ・ 10 学部、5 研究科、2 附置研究所、付属病院等が設置され、約 12200 人の学生と 1200 人の専任教員を擁している。
- ・ 五十嵐と旭町の 2 つのキャンパスで、人文社会科学系、自然科学系及び医歯学系の 3 学系において研究を推進している。
- ・ 研究担当理事が研究活動全般の総括的責任者であり、その下に、部局長が研究倫理の責任を担っている。

(1) ガイドライン策定前の取組状況

- ・ 当時は、研究倫理に関する組織的な取組がなく、個々の研究者に任せられていた。このため、ガイドラインの改正に応じた体制を構築する必要があった。

(2) ガイドライン策定後の取組：研究倫理教育

1) 研究倫理教育の取組・効果

① 全学共通の取組

以下に、研究倫理教育に関する全学共通の取組の内容を示す。

項目	取組の内容	備考
受講義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員及び大学院生に対して受講を義務付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に対しては、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施している。特に大学院生については、受講義務者として位置付け、研究倫理向上の醸成を図っている。 ・ 研究支援関係の事務職員は受講推奨者としている（必要に応じて受講）。
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理教育責任者である部局長が、各部署の受講義務者（教員、大学院生など）に対して全学共通の教材（①eAPRIN、②日本学術振興会の eLearning (eL CoRE)、③JSPS の「科学の健全な発展のために」の通読のいずれか）を活用した教育を実施するとともに、各部署において研究分野等の特性に応じた研究倫理教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新潟大学における研究倫理教育の実施に関する要項」において、e-ラーニング教材を eAPRIN と eL CoRE に指定している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各教材で指定された条件（eAPRIN は 80% の正解率、eL CoRE は 100% の正解率）を満たした際に発行される受講修了証の提出をもって受講終了としている。
eAPRIN、eL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学共通の取組として、eAPRIN、eL CoRE、「科学の健全な発展のために」の 	

項目	取組の内容	備考
CoRE、「科学の健全な発展のために」の通読の割合	通読の割合については把握していない。導入当初の平成27年度は、通読が3分の2を締めていたと思うが、令和2年度は、再受講をする者に対して通読を認めないこととしたため、3分の2以上はeラーニングが占めていると思われる。	
e-ラーニング教材の選択	<ul style="list-style-type: none"> eラーニングは、eAPRINとeL CoREの両方を活用しているが、どちらを使うかについては、部局ごとに判断している。 <ul style="list-style-type: none"> eAPRINを使用する場合は、eAPRINにある人社系研究者、理工系研究者、医学系研究者向けの標準コース（人文社会科学系：7単元、医学系：7単元、理工系：7単元）の中から、専門分野に応じて該当する標準コースを受講してもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然科学系（理学部・農学部・工学部を基幹学部として構成（大学院自然科学研究科も含む））の場合： <ul style="list-style-type: none"> 工学部はeAPRINで統一している（受講証が発行されるため）。 理学部と農学部では、多くの場合、学生が『科学の健全な発展のために』を読んで、研究室の指導教員に提出することで、研究倫理教育を実施したとみなしている。 医歯学系の場合：eAPRINで統一している。
受講頻度	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理教育は5年ごとに受講することが必要である。新任の場合は着任時に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の受講は、通読を含めて教材に関して幅広い選択肢を提供しているが、2回目以降の受講の際は、理解度を向上することを重視して、eAPRINまたはeL CoREに限定して受講することとしている。
受講率	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理教育の受講率は、教員及び大学院生ともに、令和元年度まで受講率100%を達成している。 	
研究倫理セミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> 大学本部では、年1回研究倫理セミナーを実施している。これまで、研究倫理教育に著名な外部講師を招いて、3回程度開催している。研究倫理セミナーには、一会場、一回当たり100名程度参加している。受講者アンケートから、研究倫理セミナーの開催により研究不正等に関する直近の事例を学ぶことができている様子が伺えることから、大学本部としても、共通教育教材の内容を補完できていると考えている。 	

② 研究分野別の研究倫理教育に関する取組の事例

全学的には双方向型の研究倫理教育の実施を求めているわけではない。また、研究分野別に研究倫理教育に関する規程は定められてはいない。以下に、研究分野別の取組の事例を示す。

研究分野等	取組の事例
人文社会科学系	<ul style="list-style-type: none"> 大学院生（現代社会文化研究科）に関しては、指導教員のメンタリングを通して、実質的に研究倫理教育を行っている。心理学（人文学部）の場合、研究倫理審査は医学系等と一体的に行っているため、大学院生の研究の倫理審査の申請が必要である。 人文学部生の場合、2年生から専門が分かれるが、カリキュラムの中に各分野の研究法と呼ばれる講義があり、授業の中で基礎的な研究倫理について教えている。
自然科学系	<ul style="list-style-type: none"> 自然科学研究科：「自然科学総論Ⅰ～Ⅴ」（必修科目）の1コマで「技術者倫理」の講義を行っている。 工学部：7年くらい前に、工学部で独自に研究倫理審査会を立ち上げてFDを実施した経緯がある。その際、学生対象に研究倫理のセミナーを受講させた。
医歯学系	<ul style="list-style-type: none"> APRINの「医学研究者標準コース15単元」に、「人を対象としたゲノム・遺伝子解析研究」と「カルテ等の診療記録を用いた研究」の2単元を追加した17単元を受講することとしている。 人を対象とする研究を行う予定の学生及び教員に向け、「人を対象とする研究倫理ガイダンス」を行っている。 研究倫理審査を受けないと研究ができない。研究倫理委員会対応が非常に厳しいものになっており、部局内での十分な検討が求められる。研究倫理委員会は全学的なもので、多くの講座が直接研究倫理委員会に参加して、倫理委員会での指摘事項等について持ちかえって検討している。したがって、双方向型での研究倫理教育は必然である。また、病院でも個別に小規模のセミナーを実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 医学部医学科：年に少なくとも2回、医学系の倫理教育FDを行っている（通常の倫理教育とゲノム倫理教育の2つ）。 ➤ 医学部保健学科：大学院では授業科目として行われている。 ➤ 歯学部：平成28年度にFDを開催した。

③ 研究倫理教育の取組の効果

以下、研究分野別の研究倫理教育の取組の効果について示す。

研究分野等	効果等
人文社会科学系	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理教育の取組の効果を検証していないが、研究倫理について意識されるようになってきたと感じる。学会での研究倫理規定等を意識される教員が多いのではないかと感じる。
自然科学系	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理教育の取組の効果に関しては検証していない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農学部では、研究不正行為に関する報告があがっていないので、研究倫理に関して身についていると思われる。 ➤ 工学部では、eラーニングの内容は当たり前であるが、振り返る

研究分野等	効果等
	ということや、5年毎に継続して受講することに意味があるとの意見があった。
医歯学系	・ 研究倫理教育の取組の効果に関しては検証していない。

④ 研究者の職階別の相違、対応等

- ・ 全学的でも、また部局別でも、研究室やゼミの主宰者を対象とした教育など、職階別に研究倫理教育を行っていない。

⑤ 留学生・外国人研究者への対応

- ・ 研究倫理教育
 - 共通教育として、APRIN (e-learning) 及び日本学術振興会 (eL CoRE、テキスト通読) の英語教材を利用している。
 - 外国人研究者には受講を義務付けているが、留学生に対しては、大学院生以外は受講を義務付けていない。そのため、各研究室単位で対応している。
- ・ 留学生・外国人研究者の受入
 - 留学生の受入には安全保障上のリスクが存在することを認識し、大学における安全保障輸出管理は重要な問題と捉えている。外為法の規制を遵守するため、事前確認シートを用いた安全保障上の懸念の有無の確認や誓約書の取得等の管理を実施している。安全保障輸出管理の観点から、大学内の留学生による技術持ち出し等に関して、研究室でどこまでチェックしているかについては把握していない。
 - 留学生や外国人研究者の受け入れに関する判断基準は定めていない。部局単位で対応している。

2) 研究倫理教育の課題・今後の取組方針

- ・ 各部局において実施している研究分野等の特性に応じた研究倫理教育は、各部局の自主的な取組に委ねている。また、大学として実施する共通教育については、一方向的な研究倫理教育を行っており、個人の理解度については把握していない状況にあることから、現場で挙がってくる研究倫理教育に関する不明な点や疑問点に対処できるように、今後は現場の要望を聞きながら、一定組織毎 (学部、研究科の単位) にメンターを配置するなど、組織的な体制強化の仕組みも考えたい。
- ・ メンターの役割は、指導や助言を行うことを想定している。現在の研究倫理教育は、研究倫理教育の受講やセミナーによる講義の他、部局の自主的な取組により行われているが、教員から学生まで研究活動上の疑問を持った者が、気軽に相談できるようなメンターを配置することで、不正行為の防止に繋がればよいと考えている。
- ・ 各研究科で、研究倫理をリテラシーとして単位化することを課題としていくことも考

えられる。

(3) ガイドライン策定後の取組：その他研究公正への取組

1) 経営層の研究公正や研究倫理教育に係る認識・方針

- 研究公正や研究倫理教育に関しては極めて重要であると考えており、「新潟大学の科学者行動規範」・「科学者の行動指針」や「研究活動の不正行為防止に関する基本方針」を定め、全構成員に周知している。

2) 全学的な取組

以下に、その他の研究公正に関する全学的な取組の事例を示す。

取組等	取組の事例	備考
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 研究不正の防止の観点から、ケーススタディとして、他大学で起きた直近の研究不正事例を全学会議で報告し、意識啓発を図った。 	
剽窃チェックソフト	<ul style="list-style-type: none"> 学生の論文を確認するための剽窃チェックソフト（Turnitin：日本語にも対応）を組織的に導入し、研究公正に対する意識の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究担当理事として、学生の論文のチェックに利用することを促している。
粗悪学術誌への投稿の抑止	<ul style="list-style-type: none"> 査読が不十分な論文を掲載する粗悪学術誌への投稿が行われないよう、全国に先駆けて対応方針を策定し、全学への周知を行ったことで、粗悪学術誌への投稿を抑止するきっかけとなった。 <ul style="list-style-type: none"> 粗悪学術誌に投稿する研究者が増えているという報道を受け、独自で調べた結果、新潟大学の一部の研究者が対象になると考えられる雑誌に投稿していることが判明し、その対応として方針を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応方針は以下の2点である。 <ul style="list-style-type: none"> 各研究者は粗悪学術誌に投稿しないよう十分に注意するとともに、論文投稿料支払い手続きにおいては、出版社名・ジャーナル名を明記する。なお、投稿しようとする学術誌の是非を判断できない場合には、別添のチェックリスト等を活用し、その判断を行う。 部局長（コンプライアンス部局責任者）及び研究室主宰者は、研究者・学生の論文投稿の相談に適切に対応するとともに、必要に応じて各所掌において粗悪学術誌に投稿しないことの研究倫理教育を行うものとする。

3) 研究データ等の保管等

以下に、大学本部と研究分野における研究データ等の保管・管理に関する状況を示す。

部門・研究分野	保管・管理状況	備考
大学本部	<ul style="list-style-type: none"> 研究データの保管については、「研究活動の不正行為防止に関する基本方針」において、研究資料（文書、数値データ、画像等）の保存については、論文等の発表後10年間と定め、研究試料（実験試料、標本）の保存については、論文等の発表後5年間と定めており、保存場所や方法等は、各研究者の研究室等において管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全学的には、各研究室等における研究データの保管の実態については把握できていない。 研究データの保管方法は、研究倫理審査の際に記述することになっている。他の研究機関にデータを持ち出す可能性がある場合も、研究倫理審査の際に記載することになっているため、データの保管に関しては研究倫理審査の枠組で管理することとなっている。
人文社会科学系	<ul style="list-style-type: none"> 研究データの保管については、「研究活動の不正行為防止に関する基本方針」に従うこととしており、部局別に研究データの保管について規定してはいない。 	
自然科学系	<ul style="list-style-type: none"> 研究データの保管については、「研究活動の不正行為防止に関する基本方針」に従うこととしており、部局別に研究データの保管について規定してはいない。 	
医歯学系（医学部医学科）	<ul style="list-style-type: none"> 研究データの保管については、「研究活動の不正行為防止に関する基本方針」に従うこととしており、部局別に研究データの保管について規定してはいないが、人を対象とする医学系研究については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の規定に従っている。ゲノムに関わる研究では医学部遺伝子倫理委員会の基準（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針）により厳しく管理されている。 	

4) 研究室運営や研究指導における取組

- 研究室運営や研究指導に関する全学的な指針等は特に定めていないが、研究不正の告発窓口を設置しており、大学院生や若手研究者が研究不正に繋がるような状況を把握した場合、相談できる体制を構築している。
- 研究不正の告発窓口は大学本部に設置されており、監査室が窓口となっている。
 - 相談体制：「国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程」に基づき、公益通報・相談窓口において、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、通報処理の仕組みや法令違反行為等に該当するかを確認する等の相談に応じることとしている。
 - フォロー：「国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程」に基づき、通報処理終了後、通報者等に対して、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱いが行われていないか等を適宜確認することとしている。

5) 研究者の採用や昇進時の評価

- ・ 研究公正の視点を踏まえた評価は行っていない。

6) 研究紀要に対する取組

以下に、大学本部と研究分野における研究紀要に対する取組を示す。

部門・研究分野	取組
大学本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究紀要の査読や公開等に関する全学的な方針は規定されていないが、今後、研究成果のリポジトリ公開を原則とすることなどを記載した「オープンアクセス方針」の策定を検討している。
人文社会科学系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局独自の査読規定はない。紀要は新潟大学学術リポジトリに掲載し、公開している。
自然科学系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部：査読規程等は策定していない。工学部では工学部研究報告を学術リポジトリに掲載し公開している。 ・ 農学部：研究成果一覧（論文等のリスト）と農学部研究報告（査読なし）を別に発行している。
医歯学系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部保健学科：紀要は新潟大学学術リポジトリに掲載し、公開している。 ・ 医学部医学科：新潟医学会雑誌の査読規定がある。査読規定として文書でオープンにしていない。

7) インセンティブ向上に向けた取組

- ・ 研究倫理教育に取り組む者に対して、インセンティブの付与は行っていない。

8) その他研究公正に係る課題・今後の取組の方針

- ・ 研究倫理に関する教員の理解度の把握や双方向教育の必要性は感じているが、まだそこまで踏み込めていないので、最低行うべきこととして、当面現在の取組を継続する。
- ・ 研究倫理教育の取組状況や研究データ等保存の状況について、現場の視察を含めた監査を定期的に行うことにより、課題や実効性の向上に繋がる意識の共有化を図ることも検討したい。

(4) ガイドライン策定後の取組：研究公正に関わる人材・組織・体制

- ・ 全学共通の研究倫理教育の受講教材を設定し、各部局に研究倫理教育責任者を設置したことにより、ほぼ全員の研究者や大学院生の受講が図られた。

1) 研究公正に関わる人材の育成

- ・ 大学本部

- 全学的な取組としては、現状、既存の教材の活用により研究倫理教育を行っており、学内で研究倫理教育の講師を育成して教育を行うといったところまで踏み込めていない。最低行うべきこととして、当面現在の取組を継続する。
 - ・ 人文社会科学系
 - 人文学の分野に倫理学というものがある。もちろん、倫理学の講義では実務的なことを教えるわけではないが、その先生が定年でいなくなり、倫理学を専門とする教員がいなくなった。
 - ・ 自然科学系
 - 工学部では技術者倫理を授業として必須としている。技術者倫理の講義は、全て非常勤の先生に依頼している。技術者倫理は研究倫理とは異なるが、技術者倫理の専門の先生がおられた方が良いと思っている。たまに倫理の問題に対して考えることがあるので、研究倫理を専門とする教員が学部内にいた方が良いと思う。
- 2) 研究公正に関する学内体制・連携**
- ・ 部局間・URA等の学内連携は行っていない。
- 3) 研究公正に関する他機関との連携**
- ・ 新潟県内の一部の国公立大学と連携し、事務担当者間の情報交換を行っている。
- 4) 研究公正に関する知見や教訓の集積・共有**
- ・ 学部、研究科の部局長が出席する全学会議において、直近に起きた他大学の研究不正事例を周知している。また、この内容は、部局長の判断で、教授会などで紹介している。学生には、別途チラシを配付しており、その中で研究不正事例を取り上げている。
- 5) 研究公正に関する人材・組織・体制面における課題・今後の取組方針**
- ・ 研究分野の特性に応じた研究倫理教育を行う人材が必要と考えるが、専門職などは配置が難しいため、まずは教員が兼務するメンターなどの配置を行い、研究倫理教育に携わる人材を育成していきたいと考えている。
- (5) 文部科学省に期待すること**
- ・ 文部科学省等による各研究機関等の調査結果を活用し、地域性や機関種別等によるものを踏まえた研究公正の取組方策などについて情報提供して欲しい。例えば、コミュニティが小さい場合、業者との癒着が起きやすいことが考えられることから、コミュニティの大きさや特色、総合大学や単科大学といった機関の区分、大学の規模の相違により、研究倫理教育がどのように異なるのか、参考にしたい。

4.4.3 大阪市立大学

【大学の規模・特徴】

- ・ 8 学部、11 研究科、27 教育研究組織・附属施設を設置しており、8200 人超の学生と730 人超の専任教員を擁している。
- ・ 杉本と阿倍野の2つのキャンパスで、10の研究院が、医学、自然科学（生物地球系）、自然科学（数物系）、自然科学（物質分子系）社会科学、機械分野、環境・エネルギー、人文科学、情報・通信等、13分野において研究を推進している。
- ・ 学長が最高管理責任者であり、研究担当副学長が統括管理を担っている。研究院ごとに研究倫理教育責任者（研究院長が指名）を設置している。

(1) ガイドライン策定前の取組状況

- ・ 平成18年、平成19年ガイドラインに基づき「不正防止計画（第一次）」及び「研究者等行動規範」の制定、行動基準委員会規程の制定及び研究費の不正に係る調査委員会規程を制定し研究公正・研究倫理に関する取組を行ってきた。
 - 「不正防止計画（第一次）」は、研究費の適正な使用を徹底させることを目的として設定した。その中の不正の告発を受け入れる体制の整備の部分が、研究不正に対応している。
- ・ 平成26年8月26日ガイドライン策定前は、研究倫理に関連する体制が整っていなかった。研究不正に係る責任者の役割や責任範囲が定められていなかった。研究行動基準委員会規程で規定された委員により任務を遂行していた。不正行為の存在が確認された場合に調査を行い、その決定事項について理事長に報告し、理事長が必要な措置や結果を公表するというものであった。
 - 当時は、研究費の私的流用等の悪質な行為に関する刑事告発や民事訴訟等の法的手続きが明確化されていなかった。このため、研究費の不正な使用等を含む研究不正に関して、懲戒基準の整備と処分の厳格化及び告発を受け付ける体制を整備すること、並びに責任体制を明確化することが必要であった。
- ・ このため、研究公正・研究倫理教育に必要な体制を整備すること、研究倫理教育を体系的に整備すること、また、研究データの保存等に関する規程を整備することが、課題であった。

(2) ガイドライン策定後の取組：研究倫理教育

1) 研究倫理教育の取組・効果

以下に、研究倫理教育に関する主な取組、効果等について示す。

項目	内容	備考
受講義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 教員全員（有期雇用の教員や研究員として受け入れているが雇用契約のない教員を含む）が受講することが義務化されている。 ・ 大学院生 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学生への研究倫理教育に関する受講は、全研究院の判断に任せており、一部の研究科（文学・理学・医学・看護学研究科）で受講を義務化あるいは受講を推奨している。なお、大学として、大学院共通教育科目（研究倫理）を提供している（選択必修）。 	
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに基づき、平成 27 年 4 月に関係規程の整備等を通して一定の体制整備を図った上で、①研究院ごとの研究倫理教育の内容の検討や、②研究データの保存に関するルール作りに関する具体策について、「研究不正防止策推進WG」を研究推進本部（現：学術・研究推進本部）の下に設置（平成 27 年 5 月）し、研究倫理教育の内容の検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の検討を踏まえて、大学主催の研究倫理教育セミナーを含めて、以下が研究倫理教育で使用する教材等となっており、各研究院の研究分野の特性に応じた教材等を受講できるように設定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ①APRIN の e-learning 教材「eAPRIN」 ・ ②JST の映像教材「THE LAB ～研究不正を避けるために～」（米国 ORI 製作） ・ ③JSPS のテキスト教材「科学の健全な発展のために」 ・ ④経済産業省のテキスト教材「研究不正を防ぐために」 ・ ⑤JSPS の e-learning 教材「eL CoRE」 ・ ⑥大学主催研究倫理教育講演会（研究倫理教育セミナー） ・ 各研究院において定める研究倫理教育の内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育研究院：上記①～⑥のうちから 1 つを選択 ・ 社会科学系研究院：上記④または⑤ ・ 法学研究院：上記④または⑤ ・ 文学研究院：上記①または④または⑤ ・ 理学研究院：上記①または⑤または⑥ ・ 工学研究院：上記①または⑤ ・ 医学研究院：上記① ・ 看護学研究院：上記① ・ 生活科学研究院：上記①～⑥のうち 2 つ選択 ・ 先端研究院 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市研究プラザ：上記②または⑤ ◇ 先端研究院 人工光合成研究センタ

項目	内容	備考
		<p>ー：上記①または⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> APRIN の e-learning の単元数は、生命医科学系が7単元、理工系が5単元、人文系が5単元である。
受講頻度	<ul style="list-style-type: none"> 受講対象者の研究倫理教育は5年に1回受講することが義務付けられている。新規採用者が他機関で5年以内に研究倫理教育に関する受講歴を有する場合には、その受講証明書等をもって、本学の研究倫理教育を受講したもとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 未受講者及び新規採用者については、学術・研究推進本部より各研究院の研究倫理教育責任者を通じて定期的に（4月及び10月頃）受講を依頼している。年末時点での未受講者には1～2月頃に再度受講案内をしている。なお、他機関からの転入者には、過去5年間における研究倫理教育受講の有無を確認している。
大学主催の研究倫理教育セミナー	<p>大学主催の研究倫理教育セミナーは、不定期的に実施している。これまで、2015年及び2019年に開催した。2015年のセミナーは教職員を対象として、副学長と他大学から2名を講師として招いた。2019年のセミナーは教職員に加えて学生も対象とし、講師は副学長と他大学から2名を招いた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2015年のセミナーの講義タイトル <ul style="list-style-type: none"> 「本学における不正防止の取り組みについて」 「研究不正の防止と信頼される研究活動」 「よく生きることを目指す科学技術倫理」 2019年のセミナーの講義タイトル <ul style="list-style-type: none"> 「本学での研究費の不正使用、研究活動における不正行為防止の取組について」 「事例から考える研究公正一意図せぬ不正を防ぐために」 「科学者のための Well-being のための志向倫理」
受講率	<ul style="list-style-type: none"> 全体の受講率は過去3年間で90%台を保っている。2019年度で約95%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度末までに100%の受講率を目標としており、未受講者に対しては、各研究院の研究倫理教育責任者を通して受講の周知徹底を行っている。未受講者は有期雇用の教員や研究員として受け入れているが雇用契約のない教員が多い。 学術・研究推進本部と研究倫理教育責任者と連携して未受講者を追跡するという作業を地道に進めている。
理解度の把握	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス教育の理解度に関するアンケートを実施しているが、研究倫理の理解度に関するアンケートは実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> APRIN の e-learning プログラムを受講した場合、70%以上の正解率をもって修了証が発行されるため、それをもって研究倫理教育に対する理解度と認識している。その他のテキストベースでは理解度は把握していない。 研究倫理教育受講後は、大阪市立大学指定の

項目	内容	備考
		「研究倫理教育受講完了届」を提出することになっており、受講率と併せて教材の内容について理解したと判断している。
研究倫理教育の取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術・研究推進本部としては、e-ラーニングの導入やセミナーの講演等、多様な事例を教材にすることで、それまで研究倫理に対して漠然と捉えていた内容がより明瞭になり、研究者としての意識の醸成につながっているのではないかと考えている。 ➢ 人社系・理工系・医学系のそれぞれの分野に特化した独自の内容の教材の受講や内規の制定、学生への教育を行うなど各研究分野において研究倫理意識醸成に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文学研究科 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 独自に研究倫理審査委員会内規を制定し、当該委員会の中で、審査の透明性や公正性を高める努力を行い、研究倫理に関する啓蒙を自発的に行っている。 ・ 工学部 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学部共通科目として、科学を基礎とする柔軟な工学的センスと確かな倫理感を備えた技術者を養成するための「技術者倫理」教育を実施し、各学科から毎年教員が1名ずつ選出されて、その中の代表者の下で運営会議が開催され、学生の履修状況を把握して、学生への倫理教育に力を入れている。 ・ 医学部 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学で定めている研究倫理教育教材以外に、臨床研究教育セミナーや倫理教育用の講座等の受講を義務付け、医学系に特化した内容の研究倫理教育を自発的に設定されて、受講を促している。
研究者の職階別の相違、対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職階別の相違はない。 	
留学生・外国人研究者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①APRIN の e-learning 教材「eAPRIN」、②JST の映像教材「THE LAB～研究不正を避けるために～」(米国 ORI 製作)、③JSPS のテキスト教材「科学の健全な発展のために」、④JSPS の e-learning 教材 eL CoRE」の4教材に対して英語版を用意している。 ・ 学術・研究推進本部としては、研究倫理感や研究倫理に関する意識について、セミナーのアンケート調査結果や文部科学省による実態調査の結果などを見ても、特に日本人学生・研究者と留学生・外国人研究者間で相違は見られなかったと認識している。 ・ 大学として、安全保障貿易管理に関する規程はあるが、安全保障貿易管理は研究倫理関連とは担当が異なる。この問題は研究倫理の観点では管理していない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研究者が退職または転出する際の研究データ等の帰属先などについては、各研究科のガイドラインにより定めている。 	

2) 研究倫理教育の課題・今後の取組方針

- ・ 学術研究の信頼性と研究費の適正管理を維持するため、研究不正及び研究費不正使用を防止するための取組を継続的かつ効果的に進めることが課題として挙げられる。研究倫理教育及びコンプライアンス教育受講の徹底、研究公正、研究費不正使用防止にかかる規程等の適切な改正・運用を進めたい。
 - 研究倫理教育の取組として、実践的要素が少ないように感じている。座学が中心なので、ワークショップ的なものがあれば、効果が増すと考えている。研究分野別にワークショップ形式の研究倫理教育を行うことも考えているが、総合大学として多様な研究領域があるので、実施すること自体容易ではなく、ハードルが高いと感じている。
 - 研究分野によって、教材ニーズが異なるため、e-learning を教材として選択していない分野がある。テキスト等の教材に加えて e-learning の導入も推奨していきたいと考えている。これについては大学統合を機に検討することを考えている。
- ・ 研究倫理のような当たり前の事項に関して、研究倫理教育という形で推進していくうえで、どのようにすれば研究者に受講頂けるか、事務局として日々悩んでいるところである。教員との話の中で、やはり、専門分野に沿ったワークショップ形式による個別対応が必要ではないか、という意見も出ているが、少人数ケースの実施は、対応が難しいと思う。

(3) ガイドライン策定後の取組：その他研究公正への取組

1) 経営層の研究公正・研究倫理教育に係る認識・方針

- ・ 学長が最高管理責任者で、研究担当副学長が統括管理責任者である。研究院ごとに、研究院長が指名する研究倫理教育責任者を設置している。研究倫理教育責任者の任期は1年で、本務教員が担当する。
- ・ 研究不正が行われようとしている、または研究不正となる行為を求められているという通報等があった場合、通報等の内容を確認・精査し、学術・研究推進本部長が相当の理由があると認めるときは、被通報者に警告する。学内外からの告発等の通報又は相談が行われた場合、もしくはその他学術・研究推進本部長が調査の必要があると認めるときは不正に関する調査を開始し、学長に報告するとともに、規程に定める所定の手続きが遺漏なく実施されるように管理監督する。
- ・ 研究を実施していくうえで、研究データとその保存についての一定の確認、責任の所在について明確にしておくことが重要であると認識している。研究データについては、各研究科において定めた方法等により定期的に適切に保管されていることを確認し、その実施状況等を学術・研究推進本部へ報告することとしている。

2) 全学的な取組

- ・ 研究不正の防止や研究公正の向上のため、規程の整備や定期的なセミナーの実施及び各研究科におけるガイドライン等の改正を行い、研究不正事案への適正な対応等について広く情報を発信し続けることで、研究者一人ひとりの研究不正に関する知識を習得させ、研究不正行為に対する意識の向上に繋がっている。
 - 大阪市立大学における公的研究費の管理及び研究倫理に関する規程の「コンプライアンス教育」及び「研究倫理教育」に係る運用基準の制定（2016年度）
 - 研究費不正防止計画（第2次）の改正（2018年度）
 - コンプライアンス教育の定期的な学修期間の設定（2019年度）
 - ◇ コンプライアンス教育は1年に1回義務付け
 - 学外講師による研究倫理教育セミナーの実施（2019年度）
 - ◇ 講演形式で実施。5年に1回の実績となっているが、不定期開催である。
 - ◇ 専任教員、研究活動を行う e-Rad 登録者等が受講対象者。
 - 各研究院における「研究データの保存にかかる「確認・点検」に関する項目のガイドライン」の改正（2019年度）
 - 学術論文の剽窃チェックソフトの導入検討にかかる意向調査（2019年度）
 - ◇ 一教員より、剽窃チェックソフトの導入要望の申請があったため、導入に関する意向調査を実施した。
- ・ 2015年以降、研究不正として認定されたものはない。

3) 研究データ等の保管等

- ・ 研究データの保存は、「大阪市立大学研究データ等の保存に関する規程」において規定しているが、保存データの点検については義務化されていない。
 - 各研究院で「研究データの保存にかかる「確認・点検」に関する項目のガイドライン」を定めており、所属長等に1年に1回、様式に従って報告することになっている。
 - ◇ 例えば、経営学研究科では「研究データ等の保存・管理報告シート」、文学研究科では「研究データ等の保存状況の点検報告」、法学研究科では「研究データ記録保存管理簿」等といった様式で、研究データ等を記録・保存・報告するように、ガイドラインで定めている。
 - 転出・退職される方の研究データ等の取扱いについては、各研究科のガイドラインに定めている。
 - 留学生が帰国する際の研究データ等の取扱い及び研究データ等の帰属先について、現状は各研究科に委ねており、全学で統一的な運用とはなっていない。必要に応じて、担当部局と調整して、研究データの帰属先を判断している。
- ・ 研究データ等の保存に係る確認・点検に関しては、「データの確認（「保管をしている」

というモニタリングの観点での確認)」にかかる項目を各研究科のガイドライン等で定めている。

4) 研究室運営や研究指導に関する取組

以下に、研究室運営や研究指導に関する全学的な取組と研究科による取組の例を示す。

分類	取組の例	備考
全学的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究支援課が、研究不正に関する通報等の相談窓口になっているが、ハラスメント等の対応は、教育推進課（各学部・研究科の教育推進部門）で行っている。教育推進課に相談のあったハラスメント対応の中で、研究不正に関するものは研究支援課に申し送りがある。 ▪ 5年に1回、学外講師を招いて開催している「研究倫理教育セミナー」（講演内容はDVD化し、研究倫理教育教材の1つとなっている）では、研究環境に関する講演内容も含まれている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 講演内容としての研究環境に関する内容は右記のとおりである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研究の進捗や直面している問題について率直に話すことができる環境作り ▪ 研究室から発表される生データを常にチェックする体制 ▪ 実験における各自の役割や責任、全体のスケジュール等を明確に伝えることができる環境作り ▪ 教育の機会と指導（実験の様子を定期的に確認する） ▪ 研究不正が疑われるときにどこに相談すれば良いかを確認、共有する
研究科による取組の例	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一部の研究科において、右記のような取組を行うことで、研究活動に関わる学生等の研究不正行為に対する意識の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 人社系 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一部の研究科において、大学院生に対し、対人調査に取り組む際、研究倫理審査委員会を設けて調査方法の適切さ等に関する事前審査を実施している。また、調査実習等の授業の中で次のような内容を取り扱っている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「調査倫理、人権問題について」 ◇ 「研究不正予防について」 ◇ 「データのねつ造等の厳禁」など ▪ 理工系（工学研究科） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 年度初めに研究室主宰者による「研究者倫理」教育を実施し、研究不正に関する知識を習得させ、研究不正防止に努めている。研究室主宰者による「研究者倫理」教育の内容は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 科学技術に関する倫理と社会的責

分類	取組の例	備考
		任 ◇ 研究活動とは ◇ 研究成果の発表とは ◇ 科学界を成立させるための大原則 ◇ 不正行為とは ◇ 科学社会における不正 ◇ 実験ノートとは ◇ 反社会的行動を取らない ◇ データとその重要性 ◇ ラボノートの目的と記載方法 ◇ 研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・制約すべき事項 ・ 理工系（理学研究科） ▶ 研究成果報告ノートの記載内容の確認、問題点の指摘や注意喚起を行う。 ・ 医学系（医学研究科） ▶ 医学研究科では、独自に設置している「基礎研究データ管理委員会」に6ヶ月に1度、教授等が研究室員の実験ノートと資料ファイルが適正に記述されているか検査した結果について、実験ノート管理票を提出し、基礎研究データ等の保存及び開示に関する管理を行っている。

5) 研究者の採用や昇進時の評価

- ・ 研究公正の視点を踏まえた評価は行っていない。

6) 研究紀要に対する取組

- ・ 研究紀要に関して全学的な方針は定めていない。一部の研究科では、公平性に配慮して外部研究者による査読を必要としている研究紀要がある。「大阪市立大学学術機関リポジトリ」に登録し、公開することについて許諾をいただいた研究紀要については、インターネットで公開している。
 - ▶ 研究紀要の査読の考え方は研究科によって異なる。投稿する紀要雑誌により、投稿規程や編集規程があり、研究科内でも、紀要雑誌によっては、公平性に配慮して外部研究者による査読を必要としている。

7) インセンティブ向上に向けた取組

- ・ 大学全体として、インセンティブを付与する取組を行ってはいない。

8) その他研究公正に係る課題・今後の取組方針

- ・ 研究不正を防止するためには、なるべく広範囲のデータを長期に渡って保存することが望ましいが、人を直接の対象とし、個人から収集したその行動、環境、心身等に関するデータ、調査対象者個人が特定できるようなものは、漏洩によるプライバシー等の侵害等の危険を防ぐ趣旨から、なるべく早く破棄することが望ましい。この2つの相反する要請をどう調整していくかが課題である。今後の取組については、大学統合も踏まえた上で、検討する。
- ・ 現在、学生への研究倫理教育に関する受講は研究院の判断にまかせており、大学院共通科目として選択必修ベースで研究倫理教育を提供しているが、必修科目としている研究院の数が増えてきている。大阪府立大学との統合後は、新大学における大学院の授業科目として研究倫理を必修とすべく、設置認可を申請中である。
- ・ 研究倫理教育は座学中心であり、実践的要素が少ないため、実効性の向上を図るには、講演会等において各専門分野に特化したワークショップやグループ討議の導入を検討することが、課題である。

(4) ガイドライン策定後の取組：研究公正に関わる人材・組織・体制

- ・ 研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などについて定めた「大阪市立大学における研究活動に関する研究者及び構成員行動規範」を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うために必要な知識や技術を研究者等に習得・習熟させることを目的として、研究倫理教育を遂行している。また、研究不正防止策推進WGを定期的に関催（年に2～4回程度開催）し、主に次の事項等について検討を行っている。
 - 各研究院における研究倫理教育の実施内容に関すること
 - その他研究不正防止策の推進施策に関すること

1) 研究公正に関わる人材の育成

- ・ 大学全体として、研究公正に関わる人材育成の取組は行っていない。

2) 研究公正に関する学内体制・連携

- ・ 研究不正防止担当と各部局及びURAとは、常に連携している。特にURAは、各種競争的資金等への申請支援など、教員との研究に関する打合せの中で、研究公正に関する質問を受けることもあり、ファーストコンタクトの場を担っている。研究支援課において、研究不正受付窓口である研究不正防止担当と、研究者との間で重要な役割を果たしている。特に課題はない。

3) 研究公正に関する他機関との連携

- ・ 他機関との連携は行っていないが、担当者間で情報交換等を行っている。ただし、あくまでも担当者間に止まっているため、担当者間の研修及び交流の場があればよいと思う。

4) 研究公正に関する知見や教訓の集積・共有

- ・ 研究倫理教育の実施に関する情報は、常時、本学の全学ポータルサイトに掲載しており、受講対象者の都合によりいつでも受講できる仕組みになっている。また、受講については、定期的に学術・研究推進本部より研究倫理教育責任者を通して促進している。
- ・ 学内で起きた研究不正に関する情報は、研究不正防止策推進 WG に報告することで、情報の共有化を行っている。
 - 当該 WG の議長は統括管理責任者（研究担当副学長）であり、各研究院の研究倫理教育責任者が当該 WG の構成員である。
- ・ 過去に研究不正のあった事例や他大学で起きた研究不正に関する報道は、全学ポータルサイトに情報を掲載し、受講対象者には研究倫理教育責任者を通じてメール等で伝えている。

5) 研究公正に関する人材・組織・体制面における課題・今後の取組方針

- ・ 2022年4月の大阪府立大学との大学統合に向けて、両大学の担当者間で全学的に業務調整を行っており、研究公正、研究倫理教育に関する業務についても課題整理を行っている。現状の両大学の研究公正、研究倫理教育に関する人材・組織・体制面に関する相違点及び統合に向けて統一すべき課題について整理し、今後の取組については、大学統合を踏まえた上で、検討する。

(5) 文部科学省に期待すること

- ・ 過度な競争資金依存、研究資金の過度な偏重、成果主義が研究不正に繋がっていくので、アカデミアの自由な研究環境とのバランスを重視していただきたい。

4.4.4 慶応義塾大学

【大学の規模・特徴】

- ・ 10 学部、14 研究科が 6 キャンパスで自律的に運用されている。33400 人超の学生と 2700 人超の専任教員を擁している。
- ・ 三田、日吉、信濃町、矢上、湘南藤沢、芝共立の 6 キャンパスで自律的に学部を運営し、研究活動を行っている。
- ・ 福澤諭吉による建学の精神として実学を重んじ、実証して検証するということが研究者に根付いている。
- ・ 研究担当常任理事が研究全般に関する責任者であり、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ「統括責任者」を兼ねる。また、学部長が研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を兼ね、研究倫理教育を担っている。

(1) ガイドライン策定前の取組状況

- ・ ガイドライン策定前は、研究倫理に関する書籍を読み、それを研究活動に活かしてもらう程度であった。しかし、大学で論文の盗用や剽窃などが発生（2013 年に論文の盗用や二重投稿等があった）し、加えて、慶應義塾大学を含め、複数大学が関与した医療機器メーカーへの預け金問題等があったことから、大学としての管理体制の整備を課題として、これに関する問題の抽出を行った。
- ・ ガイドラインが策定される前年（2013 年）から、研究担当常任理事を中心とする研究活動に関するコンプライアンス検討委員会（研究活動に係わる教員・職員を集めた）を立ち上げ、研究不正防止計画の策定、ガイドラインの実施等に関する履行状況調査の対応、ガイドライン制定前の不正発生要因への対策、体制整備の自己評価、不正防止計画策定スケジュール等のリストアップを行い、整備を開始した。
 - 大学内の責任体制の明確化、適正な運営管理の基盤となる環境の整備、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施、研究費の適正な運営管理活動、情報伝達を確保する体制の確立、モニタリングのあり方等について、達成度の検証や懸念事項の割り出しを行って、このガイドラインの実施に関して適正に対応できるように、長時間をかけて議論し、文部科学省とも相談した。

(2) ガイドライン策定後の取組：研究倫理教育

1) 研究倫理教育の取組・効果

① 大学全体の取組

以下に、研究倫理教育に関する全学的な取組・効果について示す。

項目	取組の内容	備考
受講義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員全員が受講を義務付けられている。 ▶ 新しく採用された教員や、研究費を扱う事務系職員や学術研究支援部の職員などにも受講が義務付けられている。 	
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・ APRIN の e-ラーニング教材「eAPRIN」がわかりやすく、見やすいという理由で eAPRIN が導入された。 ・ 全学部共通で eAPRIN の受講が義務付けられている。eAPRIN の受講内容は全教員共通である。その上に各部局レベルでの取組が加わる形になっている。 	
受講頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度 eAPRIN を受講した者は、4年後の年度末までに再度受講することが求められる（4年～5年に1回の受講）。 	
受講率・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の受講率は 90%以上～95%未満（2020年）である。未受講者には事務担当などから受講するようフォローしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講率の向上を図るため、未受講者へのペナルティを設けることも検討したが、研究自体を行わずに医療のみを行っている教員や教育のみを担当している教員がいることから、それらの方の受講状況を把握することは容易でないのでペナルティまでは考えなかった。しかし、新規採用した教職員や研究に携わる学生の受講率が高まっていることから、十分に受講されていると考えており、その効果については十分に評価できる。

② 研究分野別の取組事例

以下に、研究分野別の取組事例について示す。

研究分野	取組事例	備考
文学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省のガイドラインが公開された頃から、文学部倫理学専攻の教員（当時）が、倫理学という学問の立場から、研究倫理とは何かについて、レクチャーを徹底的に行っていた。その後、同教員の後継の倫理学専攻の教員が、人社系の研究倫理委員会等で各分野の研究倫理委員（教員）に対して、倫理的な観点から研究倫理について指導を行ってきた。その中で、各分野の研究倫理委員（教員）間で研究倫理に関するディスカッションも行われた。研究倫理委員（教員）同士での議論をもとに、若手研究者や学生に伝えていくといった形で学んできた（以上は文学部の一部の専攻で取り組んでいる事例）。 ・ 文学部心理学の分野では、実証科学・フィールドサイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人社系においては、教員間で研究倫理に関する役割を分担しており、学生教育の一環として研究倫理教育を行っている。研究倫理について専門的なことがわからない場合は、倫理学専攻の教員に聞きに行く、倫理委員長に相談する等、個別にかつ有機的に役割を持って対応しており、十分に機能していると

研究分野	取組事例	備考
	<p>エンスを行っている。人を対象とする研究やデータ管理に関して、研究倫理審査を受けることになっている。文学研究科や社会学研究科などが入った研究倫理委員会が審査する。修士課程や博士課程後期の院生の論文についても対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部生のレベルから、「論文を書く場合は、必ず必要な引用を行わなければ、本人が意図していなくても盗用になるかもしれない」と言ったことを説明するように、教員が指導を徹底している。1年・2年の学部生の場合、レポート課題が多いので、レポート課題の際に、教員が必要な引用がされているか否かのチェックを行い、適切な引用の仕方を指導している（以上は文学部心理学専攻での取組の事例）。 	思われる。
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> 理工学部では、『幸福学』などを著している教授が、研究倫理教育の一環として技術者倫理教育を先導してきた。情報や生命科学の分野でも研究倫理教育が始まっており、早くから授業として研究倫理教育を行ってきたと認識（技術者倫理教育と研究倫理教育の内容はほぼ同じ）している。 理工学部のいくつかの学科では、以前から技術者倫理教育（原子力安全、生物実験等に関して）を行ってきており、これには教員と学生が議論する場もある。「上司から不正行為をやれと言われたらするのか?」といった突っ込んだ教育もされており、教員自身が役に立ったということを知っている。 昔は本の表をコピーしたりして、分厚い卒業論文や修士論文を作成することが重要とされていた。出典や参考文献の明記などを指導することでその流れはなくなっている。インターネットから文章をコピーせずに、自分で文章を書くようにすると卒業論文や修士論文の枚数は少なくなるが、それで結構であるといった教育に転換した。学生も教員も表をコピーしたり、写したりすることに神経質になっている。指導する中で教員にも良い影響が出ている。 理工学部においては、公募により応募してくる教員（専任講師や助教）が多い。そのような人に一泊二日の合宿を行い、研究倫理に関する事項（研究費の不正の防止に関する事項）を含めて徹底的に説明が行われている（10年程前から実施）。 	
医学部	<ul style="list-style-type: none"> 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針がある。指針に該当する研究は、指針に則っていないと研究活動ができないことになっており、該当する全ての研究は倫理委員会を通す必要がある。 eAPRINとは別に研修を実施しており、そのための専門部署（臨床研究推進センター（2014年設置））が担当している。人を対象とする医学系倫理指針とは別に、臨床研究法もあり、また、再生医療に関してはクリアしなければならない専門知識がある。医学部では独自に、臨床研究ライセンス制度（B、A、S）^{（注）}を設けており、それらをクリアしないとこのような研究を行うことができないことになっている。各ライセンスに応じて、受講すべき科目や認定試験がある。 	

研究分野	取組事例	備考
	<p>(注) :</p> <p>○S ライセンス：薬機法、臨床研究法、再生医療等安全性確保法など、法律の下で行われる臨床研究（先進医療や患者申出療養など、保険外併用療養費制度の下で実施される場合を含む）について、責任者（治験責任医師、研究責任医師・研究代表医師、研究責任者、実務責任者）として実施することを認証するライセンス。（A ライセンス及びB ライセンスの効力を含む）</p> <p>○A ライセンス：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針など、倫理指針の下で行われる臨床研究を、研究責任者ならびに実務責任者として実施することを認証するライセンス。（B ライセンスの効力を含む）</p> <p>○B ライセンス：法律及び倫理指針に基づいて行われる臨床研究を、責任者以外（治験分担医師、研究分担医師、研究分担者など）として実施することを認証するライセンス。</p>	

③ 研究者の職階別の相違、対応等

- ・ 大学では、教授、准教授、講師・助教、ポスドクの他、大学院生も研究に係わってくるので、一部の大学院生も研究者として位置付けている。
- ・ 大学本部としては、指導的研究者（研究代表者）に対して、研究倫理・研究不正に対する注意を促している。科研費等の説明会等でも研究倫理・研究不正について説明を行っている。研究倫理教育を受講していない研究者には、指導的研究者（研究代表者）から受講するように指導するよう促している。

④ 学部生・大学院生への対応

以下に、大学本部及び研究分野別の学部生・大学院生への対応の例について示す。

研究分野等	対応の例
大学本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生に対しては、入学パンフレットに研究倫理に関するちらしや慶應義塾研究倫理要綱を入れる等、研究倫理に対する意識付けの工夫を行っている。
社会学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年ではないが、FD (Faculty Development) という形で、研究の適切な進め方について、例えば著作権などに関する法務研究科の教員を講師として招いてディスカッションする等、教員が学ぶ機会を設けている。教員がそこで得たものを学部生や大学院生に伝えるというプロセスで対応している。
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理工学部の一部の取組であるが、学部生（学部4年生）に対して技術者倫理教育を行っている。学部生は研究室に属する際に、研究毎のディスカッションという項目がある。ディスカッションした内容を、技術担当理事の前で話合うので、教員側もチェックされているような感覚である。
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の中に研究倫理が含まれている。

⑤ 留学生・外国人研究者への対応

- ・ 大学全体
 - 留学生への対応としては、安全保障輸出管理などの点で課題があるので、注意をしている。慶應義塾大学は、2014年より文部科学省のスーパーグローバル大学の一つとして努力をしており、留学生数や外国語論文数を増加し、大学としてのレピュテーションを向上させたりすることが求められており、将来にわたっての課題と考えている。
- ・ 文学部
 - 留学生や外国人研究者に対してもラボ運営のマニュアルに沿って対応している（個別のラボでの対応の一例）。
- ・ 理工学部
 - 留学生については、特定の国に関して、安全保障輸出管理の観点から技術の持ち出しが問題になっていると考えている。

なお、医学部に関しては、ヒアリング時に、医学部における留学生・外国人研究者への対応状況を把握されている教員の都合がつかなかったことから、具体的な情報は得られなかった。

2) 研究倫理教育の課題・今後の取組方針

- ・ プロジェクトごとに雇用されている研究者（特任教員等）に対して、どのような方法で研究倫理教育を受講してもらうかを通知するかが課題である。指導的研究者（研究代表者）からプッシュしてもらう等の取組を進める。
- ・ 学生に対して、研究倫理に関してどれだけ周知できるかが課題である。入学時のパンフレットや進級時に渡す資料に、研究倫理に関するちらしや慶應義塾研究倫理要綱を入れるなどの取組を進める。
- ・ 留学生や外国人研究者への受講の周知が課題である。大学本部だけでなく、研究現場サイドでどこまで対応してもらえるかが重要である。

(3) ガイドライン策定後の取組：その他研究公正への取組

1) 経営層の研究公正・研究倫理教育に係る認識・方針

- ・ 常任理事会で研究公正や研究倫理教育の重要性について議論しており、「慶應義塾研究倫理要綱」という形で指針を策定している。
- ・ 研究不正が発生しそうな場合や発生した場合は、塾長（理事長）をトップにして、研究担当常任理事、学術研究支援部などが入ってガバナンスを構成する。研究担当常任理事はプロボスト的な役割を担い、研究コンプライアンス委員会の委員長となって取りまとめを行う。研究コンプライアンス委員会は適宜開催している。

2) 全学的な取組

- ・ 「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」を総務部内に設置するとともに、「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」、「公的研究費の不正使用に関する調査ガイドライン」及び「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」の各ガイドラインを策定している。
 - 研究不正には至っていないが、不適切な行為ではないかという相談は、年に1～2件程度ある。申立てがあると、研究コンプライアンス委員会を開催し、大学所定のルールに則って、申立て別に具体的な手続きや手順を定めている。
 - この仕組みは、「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」が、相談窓口であると同時に、判断等に関する意思決定を支援する役割を果たしているため、効果があると考えている。
 - ◇ 不適切な行為には、重複投稿、不適切なオーサーシップ以外に研究者倫理から逸脱の程度が甚だしいものが含まれており、著作権侵害なども該当し得る。

3) 研究データ等の保管等

以下、大学本部及び研究分野別の研究データ等の保管等に関する取組の例を示す。

研究分野等	取組の例
大学本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年に、研究資料等の保存に関するガイドラインが制定され、研究データ等の保管期間が以下のように規定された。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資料（文書、数値データ、画像など）：原則として10年 ➤ 試料（実験試料、標本）や装置など：原則として5年 ・ 研究データの保存・管理方法は部局等別に規則化していないが、全学的な基本方針（研究資料等の保存に関するガイドライン）に則って、研究主宰者の下、研究室等の責任で研究データを保存・管理している。 ・ 教員が異動する際の研究データの取扱い（データが誰のものなのか、それをどのように扱うのか等）については検討中である。
文学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文学部の心理学専攻の一部のラボの取組ではあるが、実験室実験やフィールド実験があるので、大学院生に対して、説明責任は研究者側にあるということを理由として、紙の研究ノートに記録するよう指導している。一つのデータを取るごとにプリントアウトして、研究ノートに貼付けることを習慣化させている。この意味で、少なくとも心理学専攻の一部のラボでは、データを取っている研究者も研究データの管理を行うことができる状態にはなっている。ただし、文系の全ての研究者（教員を含めて）がこのような研究データの管理を行っているわけではないと思われる。 ・ 文学部では、現在、研究データの管理に関して、研究者への研究支援としてトップダウンでどのような取組ができることかについて検討して

研究分野等	取組の例
	いる。
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> 理工学部の一部の取組であるが、理化学研究所の STAP 細胞問題による教訓もあり、6 年前から生のデータの保存を含め、研究ノートを保管することを義務付けている。ネガティブな面ではあるが、これにより、教員・学生間で生じるファーストオーサーや特許権利の問題を回避できるようにしている。ポジティブな面では、国際連携やクラウド活用の観点から研究ノートの保管を進めている。
医学部	<ul style="list-style-type: none"> 医療データ、カルテデータ等を扱っているため、これらを研究に活用するには個人情報保護の観点から個人情報の匿名化などが必要である。このようなデータをどのような形で管理するのか、研究にまたビッグデータとしてどのように活用していくのかについて検討を進めている。

4) 研究室運営や研究指導における課題、関連する取組

- 文学部
 - 論文を書け、この期間、機関で一本論文を出さないと昇進できない等と言えば、それはアカデミック・ハラスメントになるので、おそらく教員はそのようなことは言わないと思う。それが、研究不正のセーフガードになっていると思われる。
- 理工学部
 - アカデミック・ハラスメントへの対応は行っていない。指導的な教員・研究者には研究不正に対するプレッシャーのほうが強く、学生に対して学生が研究不正をしようするようなプレッシャーはかけていないと認識している。

なお、医学部に関しては、ヒアリング時に、医学部における研究室運営や研究指導における課題、関連する取組を把握されている教員の都合がつかなかったことから具体的な情報は得られなかった。

5) 研究者の採用や昇進時の評価

- 採用や人事評価の基準に関係することなので回答はできない。

6) 研究紀要に対する取組

- 大学本部
 - 全学的な方針は定めていない。各学部・研究科が主体的に対応している。
- 社会学研究科（大学院）
 - 年に 2 回、社会学研究科紀要を出している。分野の異なる研究者に査読を依頼している。紀要はフリーアクセスできるようになっている。
- 理工学部、医学部

- 研究紀要は発行していない。

7) インセンティブ向上に向けた取組

- ・ 大学本部
 - 大学全体としては、研究者数が多く、管理が容易ではないため現状では対応できない。今後検討していく。
- ・ 医学部
 - 医学部では、独自に設定した臨床研究ライセンス制度（B、A、S）があり、それらをクリアしないと臨床研究を行うことができないことになっている。これは、職階に係わらず、助教であっても専門知識を十分に備えていれば、しかるべき研究を行うことができるようにするという目的で作られた制度であるが、当該制度の中に、研究倫理・コンプライアンス研修（eラーニング）が含まれており、各ライセンスに応じて、受講すべき科目や認定試験があることから、研究公正の取組へのインセンティブを高めることに繋がっている。

8) その他研究公正に係る課題・今後の取組方針

- ・ 研究者によって、研究公正や研究倫理に関する意識に差が見られ、研究分野によっても、研究公正や研究倫理に関して着目するポイントが異なることから、現在の研究倫理体制基盤の上に、どのようなレベルで、研究分野毎の特徴に対応した研究倫理体制を構築していくかを課題として取り組んでいく。
- ・ 研究不正について、性善説に立つのか、性悪説に立つのか、また、どこまで研究者を信用していくのか、といった部分があり難しい問題である。

(4) ガイドライン策定後の取組：研究公正に関わる人材・組織・体制

- ・ ガイドライン策定前にも研究不正に対する対応・調査の体制などは構築していたが、研究倫理教育に関する責任者等はおいていなかった。ガイドライン策定後、各学部等に研究倫理教育責任者を置いた。また、職員部門においても、各キャンパスに研究倫理教育責任者を置いた。
- ・ 大学として、リーガル・アドバイザー（法律家）に逐次相談できる体制になっている。

1) 研究公正に関わる人材の育成

- ・ 研究公正専属に関わる人材の育成はしていない。

2) 研究公正に関する学内体制・連携

- ・ 大学内を横串にした、研究推進を支援する教員組織である、研究連携推進本部を作っている。問題点を共有しながら部局間連携を進めている。

- ・ 各学部・研究科等の自治を尊重しつつ、いかに管理するかが課題である。塾長の下に、研究担当常任理事が旗を振って、学術研究支援部が事務局として部局間連携をサポートしていく。

3) 研究公正に関する他機関との連携

- ・ 他機関との連携は行っていないが、他大学（早稲田大学等）の研究支援の事務部門と情報交換を行っている。

4) 研究不正に関する知見や教訓の集積・共有

- ・ 学内で過去に不正のあった事例は、学内で事例集の配布を行うことで情報共有を行っている。前述の研究連携推進本部では毎月運営会議を開催しているが、それに先立って企画戦略会議を行っており、そこで、研究不正を含めた様々な研究課題について検討している。

5) 研究公正に関する人材・組織・体制面における課題・今後の取組方針

- ・ 研究者、社会環境も常に流動的であることから、改善を続けていくしかないと考えている。時代の変化に対応できるようにしていきたい。

(5) 文部科学省に期待すること

- ・ URA の教材審査に関わった時に、ビデオ教材があった。この教材は 15 項目程度あり、産学連携、地域連携、知的財産等がカバーされており、研究倫理に関する話題もあった。ビデオ教材の場合は、映像が印象に残り、良く頭に入るので非常に効果的であると思う。

4.4.5 日本大学

【大学の規模・特徴】

- ・ 16 学部、19 大学院研究科、短大等を設置しており、77000 人超の学生と 2600 人超の専任教員を擁している。
- ・ 学部ごとに独立のキャンパスがあり、静岡県、神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、福島県までカバーしている（大学本部は市ヶ谷）。
- ・ 各学部長が当該学部における教育研究全般に関する責任者である。各学部には、学部長の下に研究の管理を担当する教員 1 名（研究担当または研究委員会委員長：学部長の補佐役）がいる。学部ごとに研究倫理責任者を設置し、各学部長がその任を負っている。

(1) ガイドライン策定前の取組状況

- ・ 2006 年に国で策定した最初のガイドラインを踏まえて、2007 年 3 月に「日本大学研究倫理ガイドライン」を制定し、2009 年 4 月に「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱い指針」を作成した。
- ・ 2011 年からは国内の研究不正に関する報道を学内で共有できるようにし、全学部に周知するという取組を開始した。2013 年 4 月には「日本大学研究不正行為防止宣言」を策定した。
 - 大学としての統一的な倫理教育を行っておらず、研究者自身の研究倫理に関する自主的な学習や研究者コミュニティにおける情報共有に委ねられていた。このため、捏造、改ざん、盗用等以外に、どのような行為が不適切な行為に当たるかといったことについて統一的な認識に欠けていた。
 - 大学全体として、大学院生に対する研究倫理の担当部署が明確ではなかった。

(2) ガイドライン策定後の取組：研究倫理教育

1) 研究倫理教育の取組・効果

① 全体的な取組

以下に、研究倫理教育に関する主な取組の内容等について示す。

項目	取組の内容等	備考
受講義務者	・ 副学長以下全教員（専任及び非常勤）及び研究費を受給している大学院生が受講することを義務付けている。	
教材	・ 2015 年 4 月に、CITI Japan（現在は APRIN に移行）の e ラーニングシステム（現在 eAPRIN）を導入し、同年 7 月に、研究倫理教育実施要項を作成した。2016 年 10 月に「日本大学における公正な研究活動の推進に關す	・ 当時、研究倫理に関する e ラーニングシステムは JSPS にもなく、CITI Japan の e ラーニングシステムは先駆的かつメジャーな存在であった。ま

項目	取組の内容等	備考
	る内規」を制定して研究倫理教育の受講を学内ルールとして義務化した。同年12月に大学院生に対する研究倫理教育を通知した。	た、多くの大学が同システムを導入していると聞いていたことから、同システムを導入した。
受講内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講内容（eラーニング）の内容は、責任ある研究行為：基盤編」の11単元である。学部による区別はなく、研究者の職階による差もない。全ての教員が同一の内容を受講する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初年度に11単元を全部受講し、その後は11単元をまとめたダイジェスト版の1単元を受講する。
受講頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年に1度受講することが必要である。 	
受講率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学全体として99.8%の受講率を確保している（2019年度）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学本部は、各学部より受講状況について報告を受けている。受講していない教員・研究者がいれば受講を催促している。 ・ 研究不正を行う研究者は、そもそも研究倫理教育を受講しない傾向があるため、確実に研究倫理教育を受けさせることが重要であるとし、100%の受講率を目指すことで研究倫理教育の漏れをなくするという考え方である。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人社系（文理学部）：e-ラーニングの受講について教授会等で研究者全員に周知の上、期限内に受講できなかった者に対しては個別に受講を促すことで受講率100%を達成している。 ➤ 理工系（理工学部）：年度内の教員の出入りは稀であり、例年4月に開催される新規採用者への説明会で研究倫理教育の受講を促している。近年は科学研究費や一部の公募型研究助成金での申請・採択の条件とされていることもあり、受講に対する意識も高く、例年100%の受講状況となっている。 ➤ 医学系（医学部）：半年や1年で人の出入りがあるので、e-ラーニングの受講漏れや指導漏れが発生する可能性がある。このため、受講漏れがあった場合は、研究担当及び研究事務課でチェックし、医学部が各分野に配分する研究費の減額措置を行っている。
ワークショップやグループワークなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップやグループワークなど双方向型の教育方法は実施していない。 	

② 学部生・大学院生別への取組の特徴

- ・ 大学院生
 - 人社系と理工系の大学院生には、JSPSの「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（セクションⅢ、Ⅳ）の熟読するよう指導している。
 - 医学系（主として医学部）の大学院生には、APRINのeラーニングを受講するよう指導している。
- ・ 学部生
 - 初年次教育の一環として、教材「ラーニングガイド」にて引用ルールについて教えている。医学部では、学部1年と4年にはAPRINのeラーニングを受講させている。

③ 取組の効果等

以下に、大学全体及び研究分野別の取組の効果等について示す。

研究分野等	効果等	備考
大学全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学全体としてeラーニングシステムによる研究倫理の教育効果について定量的な検証などを行っていないため詳細は把握していないが、eラーニングシステムの導入により、どのような行為が不正又は不適切な行為にあたるかについて統一的な認識を得たこと、研究者の倫理規範に対する意識の向上を伺うことができたことなど、効果が認められている。 	
人社系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育内容は医学系のものであるため、人社系（文理学部）の研究者にとって初めて聞く内容も含まれているが、人社系の研究者からは勉強になったという意見があった。 ・ 文献リサーチを主にする研究者から、「利益相反など研究公正に関する知識の視野が広がった」との意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文理学部（哲学科から、物理学科、化学科までを含む）の場合、研究倫理の遵守は一人の研究者（研究コミュニティに属する者）としての義務として、eラーニングの11単元全ての履修を求めている。
理工系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理工学部では、現在の研究活動においては目立った研究不正はない。eラーニングの受講率は100%であり、「研究倫理に関して具体的なイメージができた」という感想が聞かれた。研究倫理意識の向上が伺えたと認識している。 	
医学系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学系（医学部）では、CITI Japanのeラーニングに加え、「人を対象とする医学系に関する倫理指針」を遵守している。また、ディオバン事件以前から、論文に関する世界的なルールや研究の利益相反（対企業）についても気 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部内では、学生や若い研究者に、実験後必ず記録を残し、研究室の同僚や教員がそれをチェックするように指導している。うっかりミス等があるので、相互チェックする仕組みをとっている。 ・ 利益相反に関しては、委託研究に製

研究分野等	効果等	備考
	を配っている。CITI Japan の e-ラーニングの研究公正、研究倫理に関する内容は、医者にとっては基本的な内容であり、研究公正、研究倫理や患者への倫理は厳しく守られていると思う。CITI Japan の e-ラーニングは、医学研究を行う上で倫理指針と合わせて重視すべき教育であると思っている。	<p>薬会社が係わってくるので、製薬会社に都合の良いデータばかりを出さないように公正に管理し、内容について十分にチェックした上で研究成果を出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本大学医学部の研究倫理教育は、他大学とそれほど変わらないと思われる。査読論文をはじめ、研修医の時代から研究倫理に関して厳しい指導を受けている。

④ 留学生・外国人研究者への対応

以下に、大学本部及び研究分野別の留学生・外国人研究者への対応について示す。

研究分野等	留学生・外国人研究者への対応
大学本部	<ul style="list-style-type: none"> 外国人研究者には APRIN の e-ラーニングの英語版を使って対応している。 大学本部は、留学生・外国人研究者の受け入れに当たり、研究倫理教育に関与していない。
文理学部	<ul style="list-style-type: none"> 文理学部には、人社系だけではなく理系も含まれるので一概には言えないが、基本的には、教員と研究室の協議に基づいて、研究室の責任で留学生を受け入れている。研究不正に関する問題は起きていない。
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障輸出管理の観点から、留学生による日本の技術の持ち出しが懸念されている。留学生を受け入れる際に、研究倫理面を含めて、どのような研究テーマであれば問題ないかについて、事前にチェックを行っている。
医学部（微生物感染症の講座担当）	<ul style="list-style-type: none"> 留学生を受け入れる場合は、先方に留学予定の研究者の推薦状を書いてもらう。これには、研究従事歴や経験に加えて、受けた研究倫理に関するトレーニングが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> 東南アジアなどから 10 名以上の留学生（研究者）を受け入れてきたが、どの留学生（医者が半数）も母国で研究倫理教育を受けている。e-ラーニングの内容を見せても拒まれることはない。教育のレベルが高いので全く問題はない。

2) 研究倫理教育の課題・方針

- 雇用期間の短い若手研究者（非常勤）が未受講になりやすい傾向があるので、受講率を高める努力が必要である。
- 他機関から研究者を受入れる際に、日本大学が求める研究倫理教育の単元が少ない研

研究者には、再受講を要求していることで、研究者からの不満が多い。そのような研究者には再受講のストレスを与えていることが懸念されている。

- ・ 今後、上記した課題の解決に向けた対応を検討するとともに、現行の取組を継続する予定である。

(3) ガイドライン策定後の取組：その他研究公正への取組

1) 経営層の研究公正・研究倫理教育に係る認識

- ・ 研究不正が発覚した場合には、不正を行った研究者本人だけではなく、大学という機関として社会的信用を失うことになるので、研究公正及び研究倫理教育は非常に重要なものであると認識している。
- ・ 各学部での公正な研究活動を徹底するために、各学部の学部長が研究倫理責任者を担っており、「日本大学研究倫理ガイドライン」及び「日本大学研究不正行為防止宣言」を策定している。また、研究倫理教育及び研究費に関するコンプライアンス教育を受講した際に、不正（捏造、改ざん、盗用等）を行わない旨を示した誓約書も徴収している。
- ・ ガイドラインや内規も、研究統括責任者である副学長が責任者となる研究委員会等で審議をした上で、最高責任者である学長及び研究倫理責任者である学部長が出席する会議で決定している。学長・副学長から発出するのではなく、大学が公正な研究活動の実践に向けて宣言する形をとっている。

2) 全学的な取組

- ・ 2016年10月に、「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱いに関する要項」（研究データ等の保管等を規定）を制定した。併せて、「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規」（ガイドラインに基づき調査における必要な対応を規定）を改正し、国のガイドラインに沿って、研究不正に関する事案が発生した場合の適切な対応について規定した。これらの取組により、一定の研究不正の抑止につながっていると捉えている。
- ・ 大学で研究不正に関する情報が入った場合には、各学部とすべての教員にメールで周知している。これは、インシデント情報という形で共有され、具体的な研究不正に関して具体的に知ることができる。教員からは、これは研究倫理に関する意識向上につながっているという意見を聞いている。

3) 研究データ等の保管等

以下に、研究データ等の保管に関する取組の内容を示す。

研究分野等	取組の内容、課題等	備考
大学本部	・ 「日本大学における研究データ及び研究成果の取	・ 文書、数値データ及び

研究分野等	取組の内容、課題等	備考
	<p>扱いに関する要項」が改正され、研究データ等の保存期間が定められた。大学として、研究データの保管は研究者の責務としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究データ及び研究成果の取り扱いに関する要項の内容は、全学的に統一的な規則として作成しており、個別の学部向けに規則を作っていない。大学として研究データや成果の保管のためのサーバー等は設置していない。 	<p>画像などの資料の保存期間：10年</p> <ul style="list-style-type: none"> 実験試料及び標本などの試料並びに装置の保存期間：5年
文理学部	<ul style="list-style-type: none"> 文理学部は、人社系・理工系の18学科に跨がり、研究者の専門領域は多岐にわたるため、学部として一律に扱うことは難しい。そこで研究データの保管に関する取組については、各研究者（個人・グループ）がそれぞれの専門分野において適切とされている方法で実施している。 文理学部においては、現時点では解決しなければならない問題は抱えていない。 	
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> 理工学部では、実験を伴う研究が多いため、学部及び大学院生に対して実験時の内容、目的、手法及びデータ等について、研究課題及びその実験実施のスタイルに応じて実験ノートに記載することを実験、実習の授業及び配属された研究室で指導している。 理工系の特色として、研究実施に際しては、実験を伴う場合が多いことが挙げられる。そのため、実験の都度、実験データが発生し、ラボノートへの記載も必要となる。その量は、一定の保存期間を過ぎたものは整理することもできるが、累積的に増大している。現状は、紙及び電子媒体とも研究者個人が保管することとなっているため、その保管場所の確保が課題となっている。また、同じ理工系の中においても、理学と工学では研究実施方法において異なる部分も多く、データ保管等の統一的なルールに基づいた管理が難しい。 	
医学部	<ul style="list-style-type: none"> 学部生及び大学院生に対して実験データ等について実験ノートに記載することを指導している。デジタルであると後で改ざんしやすいため、プリントアウトして保管している。医学部に限ったことではないが、研究データや検体の管理は基準を遵守した上で各研究者や研究室に委ねられている。 	

4) 研究室運営や研究指導における取組

- 文理学部：学部のホームページに悩み事に対する窓口を設けており、匿名性を保ちつつ相談できるようにしている。
- 理工学部（大学院研究科）：大学院生全員に対して、初年次に研究計画書を提出させている。指導教員はこれに対して研究指導計画を記入した文書を作成して、両者の自署の下に、第三者（大学院委員会）が保管することによって、研究の公平性を保ち、研究不正の歯止めになるようにしている。また、宇宙や材料科学分野などの安全保障上の管理が厳格に求められる研究課題もあるため、一部の専攻では、管理が必要な研究内容の有

無やその対応等についても研究指導計画に含めて記載を求め、適切な運用に向けて制度を試行している。

- ・ 医学部：庶務課にハラスメント対応の窓口を設置しており、匿名性を保ちつつ話を聞いて対応するというシステムはできている。大学院生で研究テーマが合わない場合は、研究室を変更することを認めている。

5) 研究者の採用や昇進時の評価

以下に、研究分野別の研究者の採用や昇進時の評価の考え方について示す。

研究分野	評価の考え方	備考
文理学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者の採用や昇進時における研究公正に関して明確な規定はないが、昇格や採用に関する推薦母体（18 学科+1 研究室）が研究公正について確認を行っている。 	
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者の採用や昇進時における研究公正に関して明確な規定はないが、学部の中で教員人事専門委員会を設置しており、教員の採用や昇格に関して minimum requirement（最低限必要な研究実績）を規定し、それを満たしつつ、研究公正の視点も含め総合的に判断している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理工学部は 14 学科あり、その中には建築系の建築作品も重要な評価対象になる場合がある。minimum requirement に関しては、各学科では研究業績として認められる学会、掲載誌を判断し、いわゆる「ハゲタカジャーナル」へ投稿した論文とは峻別している。
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期制教員の更新時の審査において、コンプライアンス教育を受講しているか否かについてチェックしている。 	

6) 研究紀要に対する取組

以下に、研究紀要に関する全学的な取組及び研究分野別の取組について示す。

研究分野等	取組の内容
大学本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究紀要の査読は学部別に定めている。大学全体では 30 以上の研究紀要等がある。 ・ 研究紀要の査読・公開に関して大学として規定してはいないが、研究所等によっては紀要の公開に関する取組を進めている。
文理学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学内部の複数の研究者による査読を行っているが、理系の場合は外部に査読を依頼することがある。 ・ 文理学部の紀要には、人文科学研究所が発行する紀要と自然科学研究所が発行する紀要の 2 種類がある。これらは学内でレポジトリ化しており、ホームページ上でフリーアクセスすることができる。自然科学研究所の紀要は CD-R 化して、国立国会図書館に納めている。

研究分野等	取組の内容
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> 学外の方を研究紀要の査読者として指定している。 記載が許可された論文に関してはJ-Stageにてインターネットによるフリーアクセスとしている。
医学部	<ul style="list-style-type: none"> 紀要に掲載する論文は、全くのオリジナルの論文ではなく、既に査読付きの論文誌に掲載されたものをまとめたものであり、その意味で公正性が保たれていると考えている。

7) インセンティブ向上に向けた取組

- 大学本部：インセンティブ向上に向けた取組はしていない。
 - 文理学部：研究費減額等のペナルティは特に設けていないが、e-ラーニングの受講率は100%に達している。
 - 理工学部：研究倫理教育導入時には、e-ラーニングの受講を学内研究費の申請要件とするなど募集要項改正などの取組を実施し、現在までに至っている。近年は、科学研究費の申請・採択条件となっていることもあり受講に対する意識も高く、受講状況が100%を達成しているため、受講状況の推移を注視していくこととする。
 - 医学部：e-ラーニングの未受講者については、学部が各分野に配分する研究費の減額措置を行っている。

8) その他研究公正に係る課題・今後の取組の方針

- 研究データの保管に関して、当該研究に携わっている研究者以外の研究者がそれを確認することは、研究アイデアの秘匿や個人情報の扱い等で問題になると考えられるため、大学として何をどこまで確認すれば適切な管理と言えるのか、その判断が難しい。今後、研究データの適切な保管の確認方法を検討していく。
- 研究倫理教育の受講率は高水準を保っているが、100%に達するよう、引き続き受講率の向上に向けて努力を継続していくことを課題として考えている。
- 研究者の採用時に、どのようにして過去の研究不正を把握することができるかを懸案事項として捉えている。

(4) ガイドライン策定後の取組：研究公正に関わる人材・組織・体制

- ガイドライン策定前は、大学院生に対する研究倫理の担当部署が明確ではなかったため、大学院生に対する研究倫理教育の担当部署として、学務課と研究推進課が連携して行うことになった。
 - 文理学部：教務課と研究事務課が連携して、大学院教員が大学院生に対して研究倫理教育を行うことができるような技能を身に着けるためのFD活動を推進している。
 - 理工学部：大学院生への研究倫理教育の実施内容を含めて、所管部署を教務課とし

て運用している。博士前期課程1年生と博士後期課程1年生に対して、入学ガイダンス時に教務課が研究倫理教育テキストを用意・配布し、授業等で利用している。

- 医学部：研究事務課が主体となって教務課と連携して対応するようになった。講座を担当する教員と指導する教員という組織構成で研究を実施しており、問題なく運用ができています。なお、大学院生に対して、いわゆる「ハゲタカジャーナル」への投稿への注意を喚起しているが、いずれ全学的な取組にしたいと考えています。

1) 研究公正に関わる人材の育成

- ・ 大学全体として研究公正に関わる人材育成は特に実施していないが、文理学部では、FD活動の一環として人材育成の取組を始めている。
 - 文理学部（大学院研究科を含む）：教務課と研究事務課が連携して、大学院教員に対するFD活動の一環として、大学院生に対して研究倫理教育を行うことができる教員を養成するという取組を行っている。この一環として外部から先生を招いて講演会を実施することを予定している。
 - 理工学部：2015年より実施されている研究倫理教育の涵養を図っている段階であり、研究公正に関する人材の養成までには至っていない。ただし、APRIN開催による研究公正関連のセミナー開催時には受講を促すなど、今後の状況の推移を注視している。
 - 医学部：学生や若い研究者に対する指導は、上長者が行っている。上長者においては、研究公正、研究倫理に関する知識と見識を持った上で対応しているため、FD活動による人材育成は行っていないが、今後、内部質保証の推進の観点からも検討したい。

2) 研究公正に関する学内の体制・連携

- ・ 各学部を統括するための本部機能を有しており、各学部には必ず研究事務を専門に所管する事務局（研究事務課等）を設置している。研究に関する本部機能として本部研究推進課がその役割を担っており、各学部の研究事務課等と連携する仕組みとなっている。

3) 研究公正に関する他機関との連携・課題

- ・ 他機関との連携は行っていない。

4) 研究不正に関する知見や教訓の集積・共有

- ・ 大学本部の研究推進部で研究倫理・研究不正に関する知見や教訓の集積を行っている。例えば、日本大学内で研究不正事案が発覚した場合には、他大学の事例を参考として、不正要因の分析を行い、再発防止策を策定する、研究不正の報道があった場合には、大

学本部から各学部に対して当該情報を提供し、研究者への周知を行っている。

5) 研究公正に関する人材・組織・体制面における課題・今後の課題方針

- ・ 研究公正や研究倫理教育に関する業務や体制に精通する人材は限られている。そのような人材が人事異動等で他部署に移ってしまうと業務の質に影響を受けやすいため、このような人材を数多く育成していくことが課題である。危機意識をもって業務の引き継ぎや業務内でのトレーニングを通じて、人材の育成に当たっていく。

(5) 文部科学省に期待すること

- ・ 過度な競争も研究不正の要因となっているため、私立大学の経常費補助金等、経常的な研究費を拡充してほしい。

4.5 まとめ

ヒアリングした範囲で、各大学における研究倫理・研究不正に関する取組や課題について、全体像を俯瞰的に整理し、考察する。

4.5.1 大学の分類を踏まえた取組の特徴

今回 5 つの大学に関してヒアリング調査を実施したが、ヒアリングした範囲では、各大学の研究倫理・研究不正に関する取組は、概ね以下のように特徴付けすることができる。

(1) 京都大学

学部生への全学共通科目として「公正な研究について」の授業や入学時・卒業研究年次の年度当初にガイダンス等を実施し、レポート課題や修士・博士論文における剽窃の有無について確認を行うため剽窃検知オンラインツールを導入し、修士・博士論文執筆前に、対面で研究公正の基本についてのチュートリアル等を実施するなど、学部生・大学院生に対する研究倫理・研究公正教育が進んでいることが伺える。

また、研究不正調査を行うに当たって、現場で調査を担う部局調査委員会と、部局調査委員会でもまとめられた調査結果を検証する常設の本部委員会の二階建ての委員会構造により、大学本部のリーダーシップの下、研究不正を無くすべく、危機感を持って研究不正調査を厳格に行う体制を構築していることが伺える。

(2) 新潟大学

教員だけではなく大学院生も研究倫理教育の受講義務者として位置付け、学生の論文を確認するための剽窃チェックソフトを組織的に導入し、全国に先駆けて査読が不十分な論文を掲載する粗悪学術誌への投稿が行われぬよう対応方針を策定し全学への周知を実施するなど、大学本部のリーダーシップの下、幅広く研究公正に取り組んでいることが伺える。

また、大学本部として、現場で挙がってくる研究倫理教育に関する不明な点や疑問点に対処できるように、現場の要望を聞きながら、学部・研究科の単位でのメンターを配置することを今後の取組方針とするなど、組織的な体制強化について高い意識を持っていることが伺える。

(3) 大阪市立大学

大学本部で、e-learning（3種類）、通読用テキスト（2種類）、大学主催の研究倫理教育セミナーの3つのカテゴリの教材を用意し、その中から、各研究院の研究分野の特性に応じて教材を受講できるようにするなど、研究分野の専門性を考慮した取組を行っていることが伺える。

また、大阪市立大学では、2022年4月の大阪府立大学との大学統合に向けて、新大学における大学院の授業科目として研究倫理を必修とすべく、設置認可を申請しており、研究倫

理教育推進部門の強いリーダーシップが伺える。

(4) 慶應義塾大学

慶應義塾大学は、6キャンパスで自律的に学部を運営し、研究活動を行っていることから、各学部・研究科等の自治が尊重されている。このため、人社系や理工系の学部・研究科レベルあるいは学科・専攻レベルで、研究倫理・研究公正に関して多様な取組を行っていることが伺える。

また、同大学では、2013年に論文の盗用や剽窃などが発覚したことから、現行のガイドラインが策定される前年（2013年）から、研究担当常任理事を中心とする研究活動に関するコンプライアンス検討委員会を立ち上げ、研究不正防止のための体制整備を開始した経緯がある。過去に不正のあった事例を、事例集として学内で配布し学内で共有する等、危機意識を持って研究公正に対する取組を行っていることが伺える。

(5) 日本大学

研究倫理教育を確実に受けさせることが重要であるとし、100%の受講率を目指すことで研究倫理教育の漏れをなくすとの考え方により、全教員及び研究費を受給している大学院生を受講義務者として統一的な e-learning を受講させており、大学本部の強力な管理の下に堅実な研究倫理教育を行っていることが伺える。

また、大学院生全員に対して、初年次に研究計画書を提出させ、指導教員はこれに対して研究指導計画を記入した文書を作成して、両者の自署の下に、第三者（大学院委員会）が保管することによって、研究の公平性を保ち、研究不正の歯止めになるような取組（理工学部（大学院研究科））など、研究科レベル等で研究公正に関してユニークな取組を行っていることが伺える。

4.5.2 研究倫理・研究不正に関する取組や課題に関する俯瞰的な整理と考察

以下、ガイドライン策定前の取組状況、ガイドライン策定後の研究倫理教育の取組状況、研究公正への取組状況、研究公正に関わる人材・組織・体制毎に俯瞰的な整理と考察を行う。

(1) ガイドライン策定前の取組状況

「常設の委員会が設置されていなかった」「研究倫理に関連する体制が整っていなかった、研究不正に係る責任者の役割や責任範囲が定められていなかった」「研究倫理に関する組織的な取組がなかった」「研究倫理に関する書籍を読んでもらって、それを研究活動に活かしてもらおう程度であった」「大学としての統一的な倫理教育を行っていなかった」等、ガイドライン策定前は、各大学において、研究倫理教育に関する体制が整備されていなかったことが伺える。

(2) ガイドライン策定後の研究倫理教育の取組状況

1) 取組の内容、状況等

以下、項目別に、研究倫理教育の内容や状況の概要を示す。

項目	取組の内容、状況等
受講対象者 (研究者)	<ul style="list-style-type: none"> 各大学において、教員は全員受講が義務付けている。 受講対象者の特徴として、全大学院生に受講を義務付けている大学（新潟大学）、研究費を扱う事務系職員や学術研究支援部の職員に受講を義務付けている大学（慶應義塾大学）、研究支援関係の事務職員に受講推奨者としている大学（新潟大学）、一部の研究科（文学・理学・医学・看護学研究科）にて大学院生に受講を義務化あるいは推奨している大学（大阪市立大学）もある。
受講頻度	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理教育の受講頻度は、3年毎（2大学）あるいは4～5年毎（3大学）である。
受講率	<ul style="list-style-type: none"> 受講率が100%の大学は新潟大学（2019年度）、受講率が99%以上の大学は京都大学（2019年度）と日本大学（2019年度）、受講率が90%以上の大学は慶應義塾大学（2020年）、大阪市立大学（2019年度）であった。 各大学とも、受講率を高めるために、受講者の漏れがないように周知の徹底が行われており、受講率を高めることが研究倫理教育における重要目標になっていることが伺える。
研究倫理教育 教材	<ul style="list-style-type: none"> 各大学で、必須あるいは選択教材として、eAPRIN（e-learning システム）を導入している。うち、3つの大学（京都大学、慶應義塾大学、日本大学）では、eAPRINの受講を必須としている。 教材として、eAPRINに加えて、テキスト教材（「責任ある研究行為ダイジェスト」）の通読を必須としている大学（京都大学）や、eAPRINのほか、eL CoRE、テキスト教材等、受講できる教材のオプションを与えている大学がある（新潟大学、大阪市立大学）。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪市立大学の場合は、eAPRIN、eL CoRE、JSTの映像教材「THE LAB ～研究不正を避けるために～」（米国ORI製作）、JSPSのテキスト教材「科学の健全な発展のために」、経済産業省のテキスト教材「研究不正を防ぐために」、大学主催の研究倫理教育講演会（研究倫理教育セミナー）の中から、各研究院（全教員が所属する）の研究分野の特性に応じた教材を受講できるように設定

項目	取組の内容、状況等
研究者向けのワークショップ・セミナーの開催等	<p>されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材以外による研究倫理教育に関しては、大学主催で1年に1回セミナーを開催している大学（新潟大学）、教員の新規採用時の研修会やセミナーにおいて研究公正についての啓発・FDを実施している大学（京都大学）、一部の部局や研究科で独自開催（FDを含む）している大学（京都大学、慶応義塾大学、日本大学）がある。また、選択教材の一つとして大学主催で講習会を4～5年に1回開催（不定期開催）している大学（大阪市立大学）もある。各大学とも、ワークショップ・セミナーが数多く開催されているわけではないことが伺える。 ・ 研究倫理教育の一環として、研究者向けの研究公正リーフレットの配布を行っている大学がある。（京都大学）
研究分野別の対応	<p>■ 必須の受講教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理教材（必須）に関しては、①全部局共通（京都大学、慶応義塾大学、日本大学）、②全学共通の教材（3種類）の中から各部局で1つ選択（新潟大学）、③大学が用意する6種類の教材の中から、各研究院の研究分野の特性に応じて教材を選択（大阪市立大学）の3つのケースがある。 <p>■ 学生等への教育</p> <p>【全学的な取組の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部生・大学院生に対する全学的な研究倫理教育の内容や範囲は、大学によって大きく異なる。各大学の取組の特徴は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学部生に対して、全学共通科目「公正な研究について」の授業や入学時・卒業研究年次の年度当初にガイダンス等を実施し、授業で学術マナー教育等を提供。大学院共通科目として、理工系、人社系、生命系別に「研究倫理・研究公正」の授業を提供（JSPSのテキスト教材「科学の健全な発展のために」等を講義で利用し、eL CoREを受講させて修了証の提出を合格判定に利用する等）。（京都大学） ➢ 全大学院生に受講（eAPRIN、eL CoRE、JSPSのテキスト教材「科学の健全な発展のために」の通読のうち、一つ選択）を義務付け。（新潟大学） ➢ 大学院生に対して、選択必修ベースで研究倫理の授業を提供。（大阪市立大学） ➢ 各学部・研究科等による自治の尊重等の観点から、学科・研究科等ベースで個別に研究倫理教育を実施。（慶応義塾大学） ➢ 人社系と理工系の大学院生に、JSPSのテキスト教材「科学の健全な発展のために」を熟読するように指導。また、医学系の大学院生にAPRINのe-ラーニングを受講するように指導。学部生への初年次教育の一環として、研究倫理を含む基本的事項について指導。（日本大学） <p>【研究分野別の取組の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究分野別の研究倫理教育の取組は、大学によって大きく異なる。以下、大学別に、研究分野別の研究倫理教育の取組の例を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人社系 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 大学院生に対する講義で、研究活動における研究計画、法との関わりについて指導（人社系の場合は盗用や著作権の侵害が多いため）。（京都大学 人社系での取組） ◇ 大学院生に対して、指導教員のメンタリングを通して実質的に研究倫理教育を実施（新潟大学 現代社会文化研究科での取組）。人文学学部生（2年

項目	取組の内容、状況等
	<p>生から専門が分かれる)については、カリキュラムの中に各分野の研究法と呼ばれる講義があり、授業の中で基礎的な研究倫理について指導。(新潟大学 人文学部での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 独自に研究倫理審査委員会内規を制定し、当該委員会の中で、審査の透明性や公正性を高める努力を行い、研究倫理に関する啓蒙を自発的に実施。(大阪市立大学 文学研究科での取組) ◇ 学部生のレベルから、「論文を書く場合は、必ず必要な引用を行わなければ、本人が意図していなくても盗用になるかもしれない」と言ったことを説明するように、教員が指導を徹底(1年・2年の学部生の場合、レポート課題が多いので、レポート課題の際に、教員が必要な引用がされているか否かのチェックを行い、適切な引用の仕方を指導)。(慶應義塾大学 文学部心理学専攻での取組の事例) ◇ 大学院生(人社系と理工系)に「科学の健全な発展のために」を熟読することを指導。学部生への初年次教育の一環として、研究倫理を含む基本的事項について指導。(日本大学の全学的取組) <p>➤ 理工系</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 大学院生に対する講義で、実験室での安全対策と環境への配慮、理工系での具体的な研究不正事件の紹介、不適切な発表方法(不適切なオーサーシップ、二重投稿等)等について指導。(京都大学 理工系での取組) ◇ 「自然科学総論Ⅰ～Ⅴ」(必修科目)の1コマで「技術者倫理」の講義を実施。(新潟大学 自然科学研究科での取組) ◇ 学部共通科目として、科学を基礎とする柔軟な工学的センスと確かな倫理感を備えた技術者を養成するための「技術者倫理」教育を実施。(大阪市立大学 工学部での取組) ◇ 学部生(学部4年生)に対して技術者倫理教育を実施(学部生は研究室に属する際に、研究毎のディスカッションという項目があり、ディスカッションした内容を、技術担当理事の前で話合う)。(慶應義塾大学理工学部の一部での取組事例) ◇ 博士前期課程1年生と博士後期課程1年生に対して、入学ガイダンス時に教務課が研究倫理教育テキストを用意・配布し、授業等で利用。(日本大学 理工学部での取組) <p>➤ 医学系</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 大学院生に対する講義で、生命倫理、人を対象とする研究倫理、生物実験材料の取扱い等について指導。(京都大学 生命系での取組) ◇ APRINの「医学研究者標準コース15単元」に、「人を対象としたゲノム・遺伝子解析研究」と「カルテ等の診療記録を用いた研究」の2単元を追加した17単元を受講。(新潟大学 医歯学系での取組) ◇ 臨床研究教育セミナーや倫理教育用の講座等の受講を義務付け、医学系に特化した内容の研究倫理教育を自発的に設定し、受講を促進。(大阪市立大学 医学部での取組) ◇ eAPRINとは別に、臨床研究推進センターが研修を実施(人を対象とする医学系倫理指針とは別に、臨床研究法もあり、また、再生医療に関してはクリアしなければならない専門知識がある)。医学部では独自に、臨床研究ライセンス制度(B、A、S)を設けており、それらをクリアしないとこのような研究を行うことができない。各ライセンスに応じて、受講すべき

項目	取組の内容、状況等
	科目や認定試験を規定。（慶應義塾大学医学部での取組） ☆ 学部1年生と4年生にAPRINのeラーニング教育を実施。（日本大学医学部での取組）
研究者の職階別の対応	<ul style="list-style-type: none"> 各大学において、研究者の職階別に、受講する研究倫理教育の内容に相違は無く、研究室やゼミの主権者を対象とした教育を行っている大学は確認できなかった。
留学生・外国人研究者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 各大学において、日本人研究者が使用する主な教材（e-learning（eAPRIN、eL CoRE等）、テキスト教材（「科学の健全な発展のために」等））の英語版を使用している。なお、令和3年度より、留学生・外国人研究者向けに英語科目での研究倫理・研究公正授業を開始する予定の大学（京都大学）がある。 各大学とも、研究倫理・研究不正の観点から、留学生や外国人研究者の受入れに関してチェックしているわけではなく、留学生・外国人研究者を受け入れる部局で判断している。工学系において、安全保障輸出管理などの点で注意を払っていることが伺える。
その他の特徴的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 毎年ではないが、研究の適切な進め方について、例えば著作権などに関する法務研究科の教員を講師として招いてディスカッションする等、FDという形で教員が学ぶ機会を設けている。教員がそこで得たものを学部生や大学院生に伝えるというプロセスで対応している。（慶應義塾大学 社会学研究科） 研究倫理教育の一環として、研究者向けの研究公正リーフレットの配布を行っている。（京都大学） 「授業の配布資料においても、教員自らが適切な引用等の模範を示し、原著への敬意を示すことが国際的なマナーであるという雰囲気徹底する」「先人達の研究の積み重ねで発展する学問の全体的流れがわかる解説に努めることで、先人の研究に対する敬意を意識する必要性を説き、ねつ造や盗用を起こす考えが生まれぬよう教育する」等といった、授業中の学術マナー教育を実施している（全学的な取組）。（京都大学） 修士・博士論文執筆前に、必ず一度は対面で、研究公正の基本についてのチュートリアルを実施している（全学的な取組）。学位申請の際には、チュートリアル受講を必須としている研究科もある。（京都大学） 大阪府立大学との統合後は、新大学における大学院の授業科目として研究倫理を必修とすべく、設置認可を申請中。（大阪市立大学）

2) 取組の効果

各大学とも取組の効果に関して定量的な分析や検証はしていないが、研究倫理教育の取組の効果として、大学本部あるいは部局レベルで以下の意見があった。

- 研究倫理教育の受講率が100%近い状況であり、研究倫理への意識が向上していると思われる。（京都大学 大学本部）
- 研究倫理について意識されるようになってきたと感じる。（新潟大学 人文社会科学系）
- 教員がそれまで研究倫理に対して漠然と捉えていた内容がより明瞭になり、研究者としての意識の醸成につながっているのではないかと考えている。（大阪市立大学 学術・研究推進本部）
- 新規採用した教職員や研究に携わる学生の受講率が高まっていることから、その効果

については十分に評価できる。(慶應義塾大学 大学本部)

- ・ eラーニングシステムの導入により、どのような行為が不正又は不適切な行為にあたるかについて統一的な認識を得たこと、研究者の倫理規範に対する意識の向上を伺うことができたことなど、効果が認められている(日本大学 大学本部)

3) 課題、方針等

以下、各大学における研究倫理教育に関する主な課題、方針等(意見を含む)を示す。

課題	課題の内容、方針等
研究倫理教育の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年に大学で研究不正事案があり、研究不正をゼロにできていないという強い危機感がある。研究倫理全体としての意識向上や効果はあると考えているが、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事務を著しく怠ったことによる研究不正の根絶に向け、研究倫理教育によりいかに実効性をあげるかということが現時点での課題である。(京都大学)
現場から挙がってくる研究倫理教育に関する不明な点や疑問点への対処	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学として実施する共通教育については一方向的な研究倫理教育を行っており、個人の理解度については把握していない状況にあることから、現場で挙がってくる研究倫理教育に関する不明な点や疑問点に対処できるようにすることが必要である。(新潟大学)
積極的に研究倫理教育の受講を促す手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理のような当たり前の事項に関して、研究倫理教育という形で推進していくうえで、どのようにすれば研究者に受講頂けるか、事務局として日々悩んでいるところである。教員との話の中で、やはり、専門分野に沿ったワークショップ形式による個別対応が必要ではないか、という意見も出ているが、少人数ケースの実施は、対応が難しいと思う。(大阪市立大学)
研究倫理教育における実践的要素(双方向教育など)の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理教育は座学が中心であり、実践的要素が少ないと感じている。ワークショップ的なものがあれば、効果が増すと考えている。研究分野別にワークショップ形式の研究倫理教育を行うことも考えているが、総合大学として多様な研究領域があるので、実施すること自体容易ではなく、ハードルが高いと感じている。(大阪市立大学) ・ 研究倫理に関する教員の理解度の把握や双方向教育の必要性は感じているが、まだそこまで踏み込めていないので、最低行うべきこととして、当面現在の取組を継続する。(新潟大学)
効果的な研究倫理教育用の教材(ビデオ教材)の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ URAの教材審査に関わった時に、ビデオ教材があった。この教材は15項目程度あり、産学連携、地域連携、知的財産等がカバーされており、研究倫理に関する話題もあった。ビデオ教材の場合は、映像が印象に残り、良く頭に入るので非常に効果的であると思う。(慶應義塾大学の一教員による文科省への意見として)
研究倫理教育受講の通知方法の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトごとに雇用されている研究者(特任教員等)に対して、どのような方法で研究倫理教育を受講してもらうことを通知するか。学生に対して、研究倫理に関してどれだけ周知できるか。留学生や外国人研究者への受講の周知に関して、大学本部だけでなく、研究現場サイドでどこまで対応してもらえるか。(慶應義塾)

課題	課題の内容、方針等
	大学)
受講率の向上に向けた継続的な努力	・ 研究倫理教育の受講率は高水準を保っているが、100%に達するよう、引き続き受講率の向上に向けて努力を継続していくことを課題として考えている。(日本大学)
若手研究者(非常勤)の受講率の向上	・ 雇用期間の短い若手研究者(非常勤)が未受講になりやすい傾向があるので、受講率を高める努力が必要である。(日本大学)

(3) ガイドライン策定後の取組：研究公正に係る取組

1) 経営層における研究公正についての認識

各大学とも、「研究公正や研究倫理教育は最重要である」と認識している。研究公正に関するガバナンスの強化、研究公正や研究倫理に係わる行動規範や行動指針等の周知、研究不正が発生しそうな場合や発生した場合の手順の策定などを行っており、トップマネジメントとして危機感を持って対応していることが伺える。

2) 取組の内容、状況等

以下、項目別に、その他研究公正に係る取組の内容や状況の概要を示す。

項目	取組の内容、状況等
全学的な取組の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各大学によって、全学的な「その他研究公正への取組」は多様であり、以下のような取組が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 修士・博士論文における剽窃の有無についてチェックを行うための剽窃検知オンラインツールやソフトの導入。(京都大学、新潟大学) ➤ 不正に係る調査を担う研究公正調査委員会を常設で設置。研究不正事案への対応力を強化の一環として、研究公正担当の理事及び理事補を設置し、正調査を専ら担う担当部門として、公正調査監査室を設置。(京都大学) ➤ 査読が不十分な論文を掲載する粗悪学術誌への投稿が行われないよう、全国に先駆けて対応方針を策定し、全学への周知を実施。(新潟大学) <ul style="list-style-type: none"> ☆ 各研究者は、論文投稿料支払い手続きにおいては、出版社名・ジャーナル名を明記する。投稿しようとする学術誌の是非を判断できない場合には、別添のチェックリスト等を活用し、その判断を行う(これにより、粗悪学術誌への投稿を抑止するきっかけとなった)。 ➤ 公的研究費の管理及び研究倫理に関する規程の「コンプライアンス教育」及び「研究倫理教育」に係る運用基準の制定、研究費不正防止計画(第2次)の改正、コンプライアンス教育の定期的な学修期間の設定(1年に1回義務付け)など。(大阪市立大学) ➤ 研究費不正や研究不正に関する申立て窓口運用、調査手続き等に関するガイドライン、研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン等の策定。(慶應義塾大学) ➤ 研究不正に関する事案が発生した場合の適切な対応に関する規定、イ

項目	取組の内容、状況等
研究データ等の保管等	<p data-bbox="544 271 1375 338">ンシデント情報の共有（大学で研究不正に関する情報が入った場合には、各学部とすべての教員にメールで周知）など。（日本大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="440 344 1375 674"> <p>・ 各大学とも、全学的に、研究データの保存等に関する規程やガイドラインが整備され、研究データの保存期間等が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="488 421 1375 524"> <p>➤ 1大学（京都大学）以外の大学は、研究資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間を原則10年、研究試料（実験試料、標本など）の保存期間を原則5年として規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 533 1375 674"> <p>✧ 京都大学の場合は、研究資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間を最低10年として規定しているが、研究試料（実験試料、標本など）の保存期間に関しては、保存が困難なものがあることから、規定していない。</p> <li data-bbox="440 680 1375 972"> <p>・ 研究データの保存・管理方法等については、大学によって大きく異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="488 719 1375 860"> <p>➤ 部局等別にルール化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 757 1375 860"> <p>✧ 各部局で研究分野に応じた「研究データの保存方法、その管理等の方針及び保存計画の取扱い」に関する内規を定め、取組状況についてアンケート等により報告を求めている。（京都大学）</p> <li data-bbox="544 869 1375 972"> <p>✧ 各研究院で「研究データの保存にかかる「確認・点検」に関する項目のガイドラインを定め、所属長等に1年に1回、様式に従って報告する。（大阪市立大学）</p> <li data-bbox="488 981 1375 1048"> <p>➤ 研究倫理審査の枠組でデータの保管を管理（研究倫理審査の際に、研究データの保管方法を記述することになっている）（新潟大学）</p> <li data-bbox="488 1057 1375 1124"> <p>➤ 全学的な基本方針に則って、研究室や研究者個人の責任で研究データを保存・管理（慶應義塾大学、日本大学）</p> <li data-bbox="440 1133 1375 1234"> <p>・ 研究者が退職または転出する際の研究データの取扱等について、規則化している大学は1大学のみ（大阪市立大学）である。大阪市立大学では、各研究科のガイドラインでこれらを定めている。</p>
研究室・ゼミの運営や研究指導における課題、関連する取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="440 1240 1375 1344"> <p>・ 各大学とも、研究不正の告発窓口やハラスメント対応の相談窓口を設置しており、以下のように、学生や若手研究者に対応した取組を行っているケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="488 1352 1375 1494"> <p>➤ 指導的な教員・研究者から強いプレッシャーを受けた場合などに対応するため、大学に相談窓口を設置し、大学ホームページに連絡先を掲載している。また、学生や教職員のカウンセリング体制も整備している。（京都大学）</p> <li data-bbox="488 1503 1375 1570"> <p>➤ 大学院生や若手研究者が研究不正に繋がるような状況を把握した場合、相談できる体制を構築している。（新潟大学）</p> <li data-bbox="440 1579 1375 1646"> <p>・ このほか、研究室の運営や研究指導に関していくつかユニークな取組をしている大学がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="488 1655 1375 1758"> <p>➤ 5年に1回、学外講師を招いて開催している「研究倫理教育セミナー」（講演内容はDVD化し、研究倫理教育教材の1つとなっている）で、研究環境に関する講演内容が含まれている。（大阪市立大学）</p> <li data-bbox="488 1767 1375 1942"> <p>➤ 大学院生（理工学部（大学院研究科））全員に対して、初年次に研究計画書を提出させ、指導教員はこれに対して研究指導計画を記入した文書を作成して、両者の自署の下に、第三者（大学院委員会）が保管することによって、研究の公平性を保ち、研究不正の歯止めになるようにしている。（日本大学）</p>

項目	取組の内容、状況等
研究者の採用や昇進時の評価における研究公正の視点の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ この問題は人事の問題に係ることから、部局等によって捉え方が異なると考えられるが、以下のような回答があった。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究者の採用や昇進時の評価については、総合的に判断されており、研究公正の視点も含まれていると考えられる。（京都大学） ➤ 研究公正の視点を踏まえた評価は行っていない。（新潟大学、大阪市立大学） ➤ 採用や人事評価の基準に関係することなので回答はできない。（慶應義塾大学） ➤ 研究者の採用や昇進時における研究公正に関して明確な規定はないが、教員の採用や昇格に関して、最低限必要な研究実績を規定し、それを満たしつつ、研究公正の視点も含め総合的に判断している。（日本大学理工学部） ➤ 任期制教員の更新時の審査において、コンプライアンス教育を受講しているか否かについてチェックしている。（日本大学医学部）
研究紀要に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各大学とも、研究紀要に関して全学的な方針を規定していない。部局等で主体的に対応している。研究紀要の査読の考え方は部局等で異なる。
インセンティブ向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各大学ともインセンティブ向上に向けた取組はしていない。

3) 課題、方針等

各大学によって研究公正に関する課題や今後の取組の方針は多様であり、以下のような回答があった。

課題	課題の内容、方針等
研究データの保管におけるプライバシーや個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究データの保管に関して、研究に携わっている研究者以外の研究者がそれを確認することは、研究アイデアの秘匿や個人情報の扱い等で問題になるため、大学として何をどこまで確認すれば適切な管理と言えるのか、その判断が難しい。（日本大学） ・ 研究不正を防止するためには、なるべく広範囲のデータを長期に渡って保存することが望ましいが、漏洩によるプライバシー等の侵害等の危険を防ぐ趣旨から、なるべく早く破棄することが望ましい。この2つの相反する要請をどう調整していくか。（大阪市立大学）
研究公正に関する課題や実効性の向上に繋がる意識の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理教育の取組状況や研究データ等保存の状況について、現場の視察を含めた監査を定期的に行うことにより、課題や実効性の向上に繋がる意識の共有化を図ることも検討したい。（新潟大学）
研究公正における研究者への信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究不正について、性善説に立つのか、性悪説に立つのか、また、どこまで研究者を信用していくのか、といった部分があり難しい問題である。（慶應義塾大学）
研究不正の再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究不正の再発防止について、実効性のある取組を求められることは理解できるが、研究の公正性に関しては研究者の性格に依存する部分も大きく、制度で縛ることが難しい。何が成果の出る再発

課題	課題の内容、方針等
	防止であるのか明らかではない部分も大きく、検討を続けても倫理教育に立ち返るといふ現状を打破する画期的な防止策の検討が難しい。(京都大学)
採用時における研究者の過去の研究不正の把握	・ 研究者の採用時に、どのようにして過去の研究不正を把握することができるかを懸案事項として捉えている。(日本大学)
研究公正リーフレットの多言語化	・ 研究公正リーフレットについては、現在は日本語と英語のみであるが、留学生や外国人研究者への理解をさらに深めるため、多言語化することを検討している。(京都大学)

(4) ガイドライン策定後の取組：研究公正に関わる人材・組織・体制

1) 取組の内容、状況等

各大学によって、研究公正に関わる人材・組織・体制に関する取組の内容や状況は多様であり、以下のような回答があった。

項目	取組の内容、状況等
研究公正に関わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 各大学とも、研究公正を専門とする人材育成は行っていないが、研究公正に関わる人材が不足しており、人材育成が重要であることは認識されているようである。これについては、大学内部で人材育成に関する検討の要望が出ている大学(京都大学)がある。 大学院教員に対するFD活動の一環として、大学院生に対して研究倫理教育を行うことができる教員を養成するという取組を行っているケースもある。(日本大学文理学部(大学院研究科を含む))
研究公正に関する学内体制・連携	<ul style="list-style-type: none"> 4大学(京都大学、大阪市立大学、慶應義塾大学、日本大学)が、研究公正に関して学内連携を行っている。うち、1大学(慶應義塾大学)が学内連携に課題を抱えている。 <ul style="list-style-type: none"> 慶應義塾大学の場合は、6キャンパスで自律的に学部を運営し、研究活動を行っていることから、各学部・研究科等の自治を尊重しつつ、いかに管理するか課題になっている。
研究公正に関する他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 新潟大学は、県内の一部の国公立大学と連携し、事務担当者間の情報交換を行っているが、それ以外の大学では、他機関との連携はしていない。 <ul style="list-style-type: none"> 一部の大学では、他大学の事務部門等との情報交換を行っているが、連携はしていない。
研究公正に関する知見や教訓の集積・共有	<ul style="list-style-type: none"> 大学により、研究倫理・研究不正に関する知見や教訓の集積・共有のアプローチが多少異なる。 <ul style="list-style-type: none"> 研究不正の調査にあたって、現場で調査を担う部局調査委員会と、部局調査委員会でまとめられた調査結果を検証する常設の本部委員会(研究公正調査委員会)が設置されており、この二階建ての委員会構造により、どの分野で研究不正が行われたとしても、調査における厳格性が担保されるとともに、本部においてその知見や教訓の集積を行っている。(京

項目	取組の内容、状況等
	<p>都大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学部、研究科の部局長が出席する全学会議において、直近に起きた他大学の研究不正事例を周知している。この内容は、部局長の判断で、教授会などで紹介している。学生には、別途チラシを配付しており、その中で研究不正事例を取り上げている。(新潟大学) ➤ 学内で起きた研究不正に関する情報は、研究不正防止策推進WGに報告することで、情報の共有化を行っている。過去に研究不正のあった事例や他大学で起きた研究不正に関する報道は、全学ポータルサイトに情報を掲載し、受講対象者には研究倫理教育責任者を通じてメール等で伝えている。(大阪市立大学) ➤ 学内で過去に不正のあった事例は、学内で事例集の配布を行うことで情報共有を行っている。(慶應義塾大学) ➤ 日本大学内で研究不正事案が発覚した場合には、他大学の事例を参考として、不正要因の分析を行い、再発防止策を策定している。研究不正の報道があった場合には、大学本部から各学部に対して当該情報を提供し、研究者への周知を行っている。(日本大学)

2) 研究公正に関する人材・組織・体制面における課題・今後の方針

研究倫理教育に関する人材の育成を課題としている大学が多い。その中で、各大学では、以下のようなアプローチで人材の育成や体制の整備を検討している。

- ・ 研究倫理教育に対する理解度を高めること。(京都大学)
- ・ 2022年4月の大学統合後の研究公正、研究倫理教育に関する業務に係る課題を整理すること。(大阪市立大学)
- ・ 研究分野の特性に応じた研究倫理教育を行う人材が必要と考えるが、専門職などは配置が難しいため、まずは教員が兼務するメンターなどの配置を行い、研究倫理教育に携わる人材を育成していくこと。(新潟大学)
- ・ 研究者によって、研究公正や研究倫理に関する意識に差が見られ、研究分野によっても、研究公正や研究倫理に関して着目するポイントが異なることから、現在の研究倫理体制基盤の上に、どのようなレベルで、研究分野毎の特徴に対応した研究倫理体制を構築していくかを課題として取り組んでいくこと。(慶應義塾大学)
- ・ 研究公正や研究倫理教育に関する業務や体制に精通する人材は限られており、そのような人材が人事異動等で他部署に移ってしまうと業務の質に影響を受けやすいことから、危機意識をもって業務の引継ぎや業務内でのトレーニングを通じて、人材の育成に当たっていくこと。(日本大学)